

第14回 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和5年6月21日（水）9時00分～12時07分

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委 員） 武井一浩（座長）

（専門委員） 井上岳一、落合孝文、後藤元、竹内純子、堀天子

（共通課題対策WG） 戸田文雄、村上文洋

（デジタル臨時行政調査会） 金丸恭文

（事務局） 林室長、辻次長、川村参事官

（ヒアリング対象者）

岩村有広 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事

関 聡司 一般社団法人新経済連盟 事務局長

木村康宏 freee 株式会社執行役員 社会インフラ企画部長

野村宗成 財務省国際局調査課長

高木悠子 財務省国際局調査課 資金移転対策室長

松井信憲 法務省大臣官房審議官（民事局担当）

土手敏行 法務省民事局商事課長

渡辺 諭 法務省民事局参事官

遠藤啓佑 法務省民事局総務課 登記所適正配置対策室長

大澤 健 デジタル庁参事官

4. 議題

（開 会）

議題 スタートアップに関する規制・制度見直し（法人設立手続の迅速化・負担軽減）

① 法人の実質的支配者情報の把握に関するFATF勧告への対応

② 定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査の結果

（閉 会）

5. 議事概要

○武井座長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第14回「スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ」を開会いたします。

本日は、「スタートアップに関する規制・制度見直し（法人設立手続の迅速化・負担軽減）」として、「①法人の実質的支配者情報の把握に関するFATF勧告への対応」と「②定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査の結果」について御審議いただきます。

なお、一部の資料につきましては、個人が特定されるおそれなどがありますので、運営

規則第2条を準用する第9条の規定にのっとりまして資料一部を非公表とするとともに、個人が特定されるおそれなどがある御発言がなされた場合には、同規定にのっとり関連する議事録を非公表とすることでよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、このようにさせていただきます。

本日は、共通課題対策ワーキング・グループの専門委員の皆様、それからデジタル臨時行政調査会の金丸構成員にも御出席いただいています。

お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議題1に入ります。「法人の実質的支配者情報の把握に関するFATF勧告への対応」について御議論いただきます。

まず、財務省の野村課長様より御説明いただきます。

本日は、お忙しいところお越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、野村様、よろしく願いいたします。

○財務省（野村調査課長） 調査課長の野村です。

○武井座長 よろしく願います。

○財務省（野村調査課長） ありがとうございます。

それでは、資料を説明させていただこうと思います。

FATF勧告についてということですが、1枚おめくりいただきまして、まずFATFとは何なのだというところですが、これは御存じの方も多いかと思いますが、改めて御説明いたします。

FATFとは、平たく言いますとマネロン対策を担う国際的な枠組みです。マネロン対策等を世界の国が足並みをそろえて実施していくために必要となる国際的なルールをセットする、ルール設定を行う、国際基準を設定するというのが一つの仕事でございます。それと、実際に国際基準にのっとり世界がマネロン対策等をしっかりと履行しているかどうか、これをしっかりと監視することを2つ目の仕事としております。

その枠組みの中でどういう国際基準があるかというのが次のスライドでございます。

ここに、第4次対日相互審査結果という形で書かせていただいておりますけれども、相互審査では日本だけではなくて、全てのFATFの審査を受ける国が同じルールに基づいてチェックをされており、大きく分けると、マネロン対策等に必要な法令がきちんと整備されているかという観点、これが「法令等の対応状況」という基準として40個ございます。

もう一つは、そうした法令等が実際にマネロン対策等を行う上で有効に機能しているかどうかという観点からのチェックを行っております。それが左側のところですが、「有効性の評価」ということで、11個の基準にのっとり審査をしているというものでございます。

その中で、本日議題となっております、法人の実質的支配者情報の取得に関する基準は両方の評価基準に入っており、「法令等の対応状況」と言いますと勧告24、「法人の実質

的支配者」の基準の審査が行われています。さらに、「有効性の評価」ということで、そうした仕組みがきちんと法人等の悪用防止に役立っているかどうかという点からの評価もしているというものでございます。そうした審査を日本も受けているところでございます、直近の審査結果が今画面に出させていただいているものでございます。

具体的には、赤く囲ませていただいているところでございますけれども、「法令等の対応状況」につきましてはPCとなっております。PCとは何かというのは、右の下のほうに書いておりますけれども、それぞれの審査項目は4段階評価となっているところ、下から2番目の評価でございます、これは一般的には不合格という認識を持たれているところでございます。また、左側の「有効性の評価」のところでございますけれども、5番目がその審査項目でございますが、評価はMでございます。これも、4段階評価の下から2番目ということで、いずれにしてもどちらもFATFの審査の結果としては、日本の対応は不十分ということで、改善が必要という結果を出されてございます。

では、具体的にどういう点が足りなくて、日本はそういう結果を突きつけられているのかというのを説明しましたのが次のスライドでございます。具体的な報告書の内容を日本語にしたものを映らせていただいているところでございます。

まず、公証人による定款認証時の実質的支配者の確認につきましては、公証人から得られる情報は限定的である。あるいは、法人及び法的取極め、これは信託でございますけれども、法人及び法的取極めの悪用を防止し、その実質的支配者に関する情報が権限のある当局に適時に提供されるためには大幅な改善が必要ということが記載されているところでございます、こうしたFATFの基準に沿った形での抜本的な対応を検討する必要があるということが指摘されているところでございます。

次のスライドでございます。

FATFでは、いっときいろいろと話題に上りましたけれども、パナマ文書などで、租税回避とか違法な資産の隠匿のために法人や信託が悪用されることがあるという問題意識に基づきまして、法人の実質的支配者情報の透明性の向上を図るべきだという観点から、実際に勧告24、法人の悪用防止を2022年3月に実は改訂いたしまして、4次審査で使った基準をさらにアップグレードしているところでございます。

その中で、改訂された勧告をこの資料の下半分の右側に書かせていただいているところでございます。これが、これから次に5次審査があるわけでございますけれども、5次審査の際にどういう基準でチェックされるかということを示しているところでございます。

具体的には、まず1つ目、法人自身に実質的支配者情報の取得・保持を義務化する。これを俗にカンパニアプローチという義務という形で認識されているところでありまして。これがやらなければいけないことの1つ目。もう一つやらなければいけないことがある。それは何かといいますと、Bのところですけども、公的組織による実質的支配者情報の保持を求めるレジストリアプローチと言われるもの、またはその代替的メカニズム、この

AとBをしっかりやりなさいということが求められているところでございます。

なお、Cと書いていますけれども、Cは何かといいますと、例えばAの義務を満たすために1つの制度だけでは足りないかもしれない。でも、ほかの制度、補足的な手段を合わせることによってAの義務を果たすことも可能ですということを説明するためにCというものが設けられたところでございまして、これはAだけではなくてBについても同じでございます。1つの制度ではなくて、ほかの制度と組み合わせることによってBを満たすことも可能ですということを説明するためにCというものも書かれているところでございます。今後、この改訂後の審査基準にのっとって5次審査が行われていくことになるということでございます。

また、補足的な話でございますけれども、現在、国家公安委員会が公表しております犯罪収益移転危険度調査書におきましても、引き続き、実態が不透明な法人につきましてはマネロンのリスクがあるとされているところでございまして、そういうこともございまして、日本政府といたしましては、FATFの第4次対日審査の結果を踏まえて指摘されたことと、これからの第5審査に向け、今説明いたしました最新のFATF基準に沿った国内対応をしっかりとやっていかなければいけないという認識に基づきまして、このスライドに書かせていただいておりますけれども、関係省庁で構成いたします「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を2021年8月に設置したところでございます。

同会議の下におきまして、「行動計画」や「基本方針」というものを策定いたしまして、それぞれの最新の審査基準に沿って日本の対応をどのようにするべきか、方針を策定しているところでございます。

その中で、法人の実質的支配者情報につきましては、これを一元的に把握・管理するための方策について、関係省庁間で連携しつつ、国内における対応を検討するということが定められているところでございまして、現在まさにそのための仕組み、そのための検討作業を進めているところでございます。

これは、今申し上げたところの該当箇所を基本方針から抜粋したものでございますけれども、こうした方針にのっとって、現在、関係省庁間での検討作業を進めているところでございます。

これが、FATF審査の内容と、それに向けた我々の現在の作業の状況の説明でございます。私から以上でございます。

○武井座長 野村様、誠にありがとうございました。

続きまして、法務省の松井審議官様より御説明いただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中をお越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、松井様、よろしく願いいたします。

○法務省（松井審議官） おはようございます。法務省民事局担当の官房審議官の松井でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題1に関しまして、法務省が所管しております商業法人登記と公証制度に

おける取組について御説明をいたします。

まず、商業登記所における実質的支配者リスト制度について御説明をいたします。資料をこちらに掲げておりますが、1-2を御覧ください。

この制度は、リーフレット1枚目の上の段の図のとおり、まず、真ん中にある株式会社（利用者）からの申出によって、その株式会社が作成した実質的支配者リストについて、左側に記載の商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、これを保管し、その写しを利用者に交付するというものです。

写しの交付を受けた株式会社には、この写しを右側にある金融機関などに提出していただき、金融機関等には取引に当たっての実質的支配者の確認資料として御活用いただくことを想定しております。

下段の「利用のメリット」に記載してありますとおり、金融機関等から見ると、実質的支配者リストの写しは、登記官が確認を行った公的に証明された信頼性の高い書類で、信頼性の高い実質的支配者情報が得られます。

株式会社側から見ますと、実質的支配者リストの写しは、一度商業登記所に提出すれば、その後も取引に応じて再交付を受けることも可能で、金融機関で必要な手続がスムーズになります。

2枚目、裏面の中段を御覧ください。

この制度において確認の対象となる実質的支配者は、株式会社の議決権総数の50%を超える議決権を直接または間接に有する自然人がいる場合には、その自然人となります。これに該当する者がいないときには、25%を超える議決権を直接または間接に有する自然人となります。

下段の「手続の流れ」ですが、この制度は株式会社からの任意の申出によるものです。この申出を行う際には、株主構成の分かる添付書面として、例えば株主名簿の写しを提出していただくことになります。株主名簿の写しについては、公証人による申告受理・認証証明書や確定申告書別表2の明細書の写しでも差し支えありません。また、添付が必須ではありませんが、任意で添付することができる書面として、実質的支配者の本人確認書面または実質的支配者の支配法人の株主名簿の写しなどがあります。

これらの書面を添付した場合には、実質的支配者リストの記載事項とすることができ、提出先となる金融機関等において、登記官が交付に当たってどの書面を確認したかが明らかになるため、実質的支配者リストの記載内容についての信頼性が高まることとなります。

次に、資料1-3のリーフレットを用いまして、公証人による実質的支配者申告制度について御説明をいたします。

公証人は、不正な会社設立を抑止するという定款認証の機能に関連し、マネーロンダリング対策の観点から、定款認証の際に実質的支配者となるべき者を把握する取組を行っております。

公証人は、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の設立に際して定款認証を行う場合、

囑託人に対して、設立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項と、実質的支配者となるべき者が暴力団員または国際テロリスト、大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否かを申告させるものとされています。

また、公証人は、実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、または該当するおそれがあると認めるときは、囑託人または当該実質的支配者となるべき者に設立の適法性について説明をさせなければならないとされています。

この際に、合理的な説明がされない場合には、当該法人の設立は、犯罪収益の保有や移転に使用するなどの違法な目的で行われることが疑われ、当該定款に基づく法人設立行為は公序良俗に反して無効になるおそれがあると考えられることから、公証人は捜査機関への照会等を行い、場合によっては当該定款の認証を拒否することとなります。

これらによって、不正な会社設立を抑止するという機能が果たされるとともに、公証人において法人設立時の実質的支配者に関する情報を把握するという機能が果たされ、必要に応じて権限がある当局が当該情報にアクセスすることを確保することができることとなります。

FATFにおいては、マネーロンダリング対策として、権限ある当局のみならず、登記所、金融機関、弁護士等を含めた多様な主体による多面的なアプローチの重要性が指摘されています。この制度は、このようなマネロン対策における多面的アプローチの一環に位置づけられるものと考えており、第4次対日審査におきましても、本制度の導入についてはベストプラクティスとして評価されたものと考えております。

まず議題1に関しまして、法務省からの御説明は以上となります。

○武井座長 松井様、誠にありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間に入りたいと思います。発言される方はマイクをオンに、御発言以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、挙手その他をお願いできましたらと思います。

村上委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございます。

法務省に2点質問します。

1点目は、先ほどの説明で、公証人が疑問に思った場合、捜査機関に照会をしましたが、実際に昨年1年間で何件ぐらい照会があったのか、もし把握をしていたら教えてください。

2点目は、定款認証は組織の設立時のみだと思います。その後、株主などが変更した場合には公証人によるチェックは機能しないと考えてよろしいでしょうか。

以上2点について、ご回答をお願いします。

○武井座長 では、法務省様、お願いできますでしょうか。

○法務省(遠藤室長) 法務省民事局総務課の登記所適正配置対策室長の遠藤と申します。よろしくようお願いいたします。

御質問をいただきましてありがとうございました。

まず1点目、捜査機関に対する個別の照会があった件数でございますけれども、大変恐縮ですが、この場ではっきりとした数字を持ち合わせておりません。確認が可能なのかどうかも含めて、この場ではお預かりさせていただければと思っております。

2点目の設立後に実質的支配者をどのように把握するのか、公証人がそういったことを把握できるのかという御趣旨の御質問でしたが、この点につきましては、御指摘のとおり、今の制度の仕組みでは会社の設立段階で公証人が実質的支配者を把握するという取組を行っておりますけれども、それ以降、会社設立した後につきましては公証人がそこに関与する仕組みはございませんので、この点は公証人だけではなかなか難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○村上専門委員 どうもありがとうございます。

以上です。

○武井座長 続きまして、戸田委員、お願いできますでしょうか。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私からも法務省様に質問したいのですが、B0リスト制度は非常にありがたい制度と思うのですが、1点残念なのは、議決権の25%超を保有する自然人がいない場合に利用できないということで、大手の企業はほとんどそういうケースになると思うのですが、実際に公証人の方がこういった場合においても確認の上、定款認証をしておられるので、それを証する書面を公証役場から入手した場合には、25%超の議決権を保有する自然人がいない場合でもこの制度に対応可能ではないかと思うのです。

逆に、申告受理及び認証証明書を添付した場合でも、25%超を保有する自然人がいない場合に利用できないとされているのはどういう理由なのでしょう。よろしく申し上げます。

○武井座長 では、お願いできますでしょうか。

○法務省（土手商事課長） 民事局商事課長の土手と申します。よろしくお願いたします。

B0リスト制度につきましては、任意の制度としまして商業登記所で議決権について確認できる範囲のものについて証明するという制度で始まっております。ということなので、現在一律に50%または25%のものについて議決権で商業登記所が判断するというにしておるのですが、一律でその余の犯収法施行規則によります取引等で分かる場合とか、これらの者がいない場合の会社の代表者等というところについての証明はしていないということですので、今、戸田先生がおっしゃった、公証人のところで証明があった場合にはそれで分かるのではないかというところについては、現段階でそこを積極的に除いた理由は今ははっきり分からないのですが、あくまでもB0リスト制度というのは補完する制度でございますので、定款認証をしている場合にはB0リストを提出し

ていただくことも可能なのですけれども、直接、公証人からもらった証明書をもって例えば金融機関に提出することもできるというような使い方も当然できますので、それは非常に心証の高いものでございますので、そういうところもありますけれども、ダイレクトに戸田先生のおっしゃったことについてお答えすることができないという状況でございます。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

可能性としてはあると承りましたので、サービスの拡充に努めていただければと思います。

以上でございます。

○武井座長 続きまして、堀委員、お願いできますでしょうか。

○堀専門委員 御説明ありがとうございました。

最初の御説明の中で、FATF勧告の下で法人の実質的支配者の確認が非常に重要であるという話を伺いまして、法務省様からは、公証人があって定款認証時に実質的支配者の確認をされているというお話をいただきました。

法務省様に御質問となりますけれども、公証人が認証時に実質的支配者を確認した結果は何かしらデータ化されているのでしょうか。何かデータベースなどがあって、官庁その他、個別の照会に対してデータを参照できるような体制は整えられているのでしょうか。それとも、公証人の手元に紙ベースの書類があって対応しているだけということになるのでしょうか。情報の保管、保存の仕方について教えてください。

○武井座長 お願いできますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。御質問ありがとうございます。

公証人が実質的支配者を把握した結果がどのように管理されているのかという趣旨の御質問かと思えます。

こちらにつきましては、公証人が定款を認証した際に、実質的支配者の申告に関する受理の証明書という形で、利用者の方には、利用者から伺った内容として実質的支配者はこういう人だというふうに把握をしておりますという趣旨の証明書を発行しております。

それとともに、個別の公証役場で実質的支配者を把握したものを保管するにとどまらず、日本公証人連合会、公証人の団体においてそういった情報を集約して、必要に応じて、例えば捜査機関等から適法の照会があった場合には、それに対して応答するという体制を整えているという状況でございます。

以上でございます。

○堀専門委員 続けてよろしいでしょうか。

今のような団体の記録の保存をされているということでしたが、捜査機関からの照会には応じておられるということですのでけれども、例えば情報開示の対象になるのかどうか、裁判所の調査嘱託や弁護士法23条の2の照会の対象になるようなものなののでしょうか。

また、こうした情報は、例えば金融機関の口座開設時などにも有用な情報だと思いますけれども、そうした金融機関からの照会にも対応されるようなものなののでしょうか。

○武井座長 お願いできますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

まず、情報公開の対象になるかというお尋ねがあったかと思うのですが、情報公開法の対象となる行政機関等という概念だったか、正確な法令上の用語はこの場では確かであることを申し上げられないのですが、その対象に日本公証人連合会が入っているかという、必ずしもそうではないのかなと思っておりまして、一般的な行政機関に対する情報公開等の対象とはなっていないと思っております。

それ以外に、裁判所、弁護士法の23条の2照会、必要によって金融機関からの照会についてはどういう対応されるのかという御趣旨の御質問だったかと思うのですが、裁判所からの調査嘱託、あるいは弁護士法の23条の2の照会につきましては、法令上の根拠に基づいた照会になるかと思っておりますので、個別のケースということにはなるかと思っておりますけれども、必要性、個人情報等の観点から、個別の照会について適切に対応していくことになるのかなと思っております。

金融機関からの照会という点ですが、これにつきましては基本的には先ほど御説明を差し上げました、定款認証の際に公証人のほうで把握した件につきましては、受理証明書という形で利用者の方が利用できるような証明書を発行しておりますので、そちらを口座開設時に金融機関等にお出しいただくことで、金融機関に対する説明として活用していただくことを想定しておりますのでございます。

御説明としては以上でございます。

○堀専門委員 承知しました。

重要な情報だと思っておりますので、できるだけ広く参照されることによって活用される方法を御検討いただきたいという趣旨で御質問を申し上げます。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、落合委員、お願いできますでしょうか。

○落合専門委員 御説明どうもありがとうございます。

私のほうからもお伺いしたいと思いますが、今回の議論について、我々、まずは日本として必ずしも適切な状態ではなく、FATFの勧告を踏まえた政府全体の対応として取組を進めていかないといけないということについては、法務省のほうでも同じ御認識でしょうかというのが1つです。

もう一つは、国内の問題だけではなくて、マネーロンダリング対策については国際協力の観点もあるように思っておりますので、国内の金融機関や官公署からの照会だけでなく対応できる仕組みも当然ながら対策の中では求められることになっているかと思っておりますが、こちらもそのような認識でよろしいでしょうか。

まず、その2つからお伺いしたいと思います。

○武井座長 お願いいたします。

○法務省（松井審議官） 法務省の審議官の松井でございます。

FATFに関するこの取組が政府全体として重要なものであるということはしっかり認識しておりますし、そのためにこそ、これまで公証人による制度、また商業登記所による制度を行ってきたということになります。

また、国際的な部分についても重要であるということは、その点も御紹介のとおりであろうと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今の点は基本的な認識が統一できており、よかったですと思います。

私のほうから、さらにFATF勧告24の内容を踏まえて具体的にお伺いしたいと思います。24の本文の中で、第3次相互審査報告書の中では日本は不適合であるという評価をされております。これは第3次なので前回のものを指している部分だと思いますが、それは企業の実質的支配者及び支配権に対する情報を集める義務がなく、株主名簿へのアクセスは一般的な警察権に依拠し、無記名株式は識別されず、本人確認は行われなかったことによるものであったというのが前文のほうで書いてありまして、前回に関する指摘であります。最終的な重みづけと結論という部分において、法人の基本情報は会社の登記簿から迅速にまたは会社自体から権限ある当局に提供されるとされています。これが会社からどれだけ迅速かつ容易に得られるかは明らかではないとされています。

実質的支配者情報については、公証人から得られる情報は限定的であり、金融機関及びDNFBPs、資金移動業者や弁護士というのが入っているかと思いますが、そういうところから入手できる情報は必ずしも完全ではない場合があるとされています。これらの弱点は、権限ある当局があらゆる場合において正確で有意義な情報を適時に入手できるわけではないことを意味することになっておりまして、公証人の制度も途中で一定程度評価はされているものの、結局のところは、情報を適時に開示させる義務が整備されていないところに問題があるのではないかとされていると思われまして、基準の24.8においては、株式会社が株主名簿管理人を置いて、会社の本店に保管されている株主名簿を作成し、更新することもできるとされており、これらの窓口は、株式会社の基本的な情報を求める際に、権限ある当局に提供することができると思っております。しかし、国内に居住している自然人に対し、法人の基本情報または実質的支配者情報の提供について、権限のある当局への説明責任を義務づけること、または持分会社、社団、財団に対して同様の措置を講じることを要求する具体的な措置はないとなっておりまして、基本的には会社側に対する義務を整備しないといけないと指摘されていると思っておりますので、こういった形で、今回、実質的支配者情報について一部だけ整備されている部分というのを、しっかり全体の義務化を含めて整備していかなければならないということだと思いますが、いかがでしょうかというのが1つ目です。

2つ目が、海外との関係での基準24.14において、外国の権限ある当局への基本情報及び実質的支配者情報の迅速な提供に関する具体的な定めはない。このため、勧告37及び40に

記載されている国際協力に関する一般的規則は、会社の登記簿に記録された基本情報、株主情報及び外国の相手方に代わって実質的支配者情報を得るための捜査権限の行使、利用に関して適用されるようになっておりまして、やはり登記簿の点や、そこにアクセスできる範囲を整備していくことが、国際協力の観点も含めて、国内での取得もそうですが、重要だと指摘されていると思いますが、いかがでしょうか。

この2点でございます。

○武井座長 お願いできますでしょうか。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局参事官の渡辺でございます。

まず1点目の会社に対する義務を整備する必要があるのではないかと御趣旨のことだったかと思えますけれども、その点についてまず私のほうから御説明させていただければと思っております。

まず前提として、こちらにつきましては、先ほど財務省様からも御説明があったかと思えますけれども、政府全体として各種の会議等において対応を検討しているという状況でございます。

それを前提に、御質問の趣旨が直接会社法で義務をつけたらいいのではないかとこのところまでには及んでいないのかもしれませんが、法務省の所管との関係で申し上げますと、まず、例えばB0情報に関する新たな法制度をつくるとか、そういったこととなりますと、それは恐らくマネロン対策という観点からの公法上のものになるかと思えます。

そういったものを例えば会社法とか、そういった民事基本法制で公法上のものを何かつくろうということになると、そこは法制上なかなか難しい問題も多々あるのかなと思っております。

ただ、それは民事基本法制という狭いフィールドの範囲のことでございますけれども、先ほど財務省様からも御説明がありましたとおり、今、政府全体として様々な会議においてどういった対応が可能なのかを考えているところでございますので、法務省といたしましてもそういったところでしっかりと検討していきたいと思っております。

まず1点目は以上でございます。

○法務省（土手商事課長） 続きまして、2点目の登記情報の外国からの問題について、商事課長の土手から御説明いたします。

登記情報は、御承知のとおり公開されておりまして、さらにインターネットでも取得することができるということで、外国からも登記情報を取得できるような環境でございます。当然、捜査機関も、現状としまして、例えば外国から直接登記情報を確認することもできるような仕組みになってございます。

当然、それ以外に捜査共助の関係で、国内の捜査機関に依頼するとか、あるいは大使館等を通じて登記事項証明書を日本の国内で取るということも当然でございますけれども、インターネットで取得できるような仕組みがあるところになってございます。

以上でございます。

○落合専門委員 お答えいただきましてありがとうございます。

政府の会議の中で議論されているということで、先ほどおっしゃっていただいた範囲の中では、公法上のマネロン対策の観点を御指摘いただいていたので、主に犯収法等の警察の所管との関係でおっしゃられているのではないかと推測しております。仮にほかのものがあるのであれば教えていただけないでしょうか。警察のほう例えば一元管理をするような情報データベースを整備して、それを政府全体としてそれに依拠して業務を行っていくことについては、政府全体のデータガバナンスやデータ法制においても、日本においては、例えば欧州のGDPRなどの充分性認定もごさいますが、欧州と米国との関係では政府のアクセスに関してシュレムスⅡ判決などで問題になって、欧州と米国とのデータの越境移転の関係に問題が生じたようなこともあるかと思えます。直ちに警察の話ではないとは思いますが、とはいえ政府のデータガバナンスがどうなっているかは欧州などからもかなり厳しく見られるところだと思っております、そこを整備していくほうが、法務省様のほうで整備するよりも、より一層大変な道になるのではないかと思っております。これは法務省様がお答えいただくことではないと思しますので、もし法務省様との関係では、ほかに犯収法以外の観点ががあるのであれば教えていただきたいということにとどまります。

もう一つ御回答いただいた中で、外国からも登記情報を取得できるという点をおっしゃっていただいて、まさしくFATF勧告の中でもその点は指摘されておりますが、一部の基本情報のみが取得できるという評価になっているかと思しますので、実質的支配者に関する情報は登記からは取得できないことになろうかと思えます。

一方で、今おっしゃっていただいた中で、やはり法規であったり、それに結びついた制度で整備がされていることによって、海外も含めてアクセスし得る環境を整備できるということになるのではないかとと思っておりますが、いかがでしょうかというのが2点目です。

3点目としましては、民事法ということで公法上の関係はということをおっしゃっていただきましたが、会社法であるのか、商業登記法であるのか、その部分はどちらなのかというのはいずれでもあり得ると思っておりますが、いずれにせよ、公法上の義務をそのまま直ちに条文に記載するかどうかというのはともかくとして、実際には届出をしていただく情報であったり、その提出義務を定めたり、必要性とか相当性を考慮するのに当たって、公法上の義務、行政法規を勘案して考えればいいということであって、必ずしもそういった義務を設定すること自体を否定する論拠にはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、3点です。

○武井座長 お願いできますでしょうか。

○法務省（渡辺参事官） 法務省の渡辺でございます。

1点目と3点目について私からお答えしたいと思います。

まず1点目については、特にこちらのほうから何か新しく指摘できることはないかなと思っております。

3点目につきましては、先ほど私のほうで申し上げましたのは、例えば会社法とか民事基本法制で何かを義務づけみたいなことを行うということになると、目的との関係でなかなか難しい面があるのかなと思っているということを申し上げただけでございまして、ほかの建てつけで何かやる必要性がないということを申し上げたつもりではございませんので、そのところはこういった方策が考えられるかということにつきましては、政府全体で検討が進められていくのかなと、このような認識でございます。

私のほうからは取りあえず以上でございます。

○法務省（土手商事課長） 続きまして、2点目について商事課長の土手から申し上げます。

商業登記簿の登記事項にB0がないのではないかと御指摘でございまして、そのとおりでございますけれども、登記事項につきましては、商業登記所サイドのほうは、実体法のところで決まっていた登記事項について登記して証明するという形になっておりますので、これについては各所管それぞれで千差万別でございますけれども、各省庁で持っている法律のほうで登記事項が決まってくるのが前提になりますので、現状、登記サイドのほうで登記事項を決めるという仕組みにはなっていないということでございます。

以上でございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

1点目と3点目は、一定程度御理解を得て今後議論を進め得るということではないかと思いましたが、これは具体的な期限を定めて対応していかないと次回の審査に間に合わないことになるかと思っておりますので、これらは何らか可能な期限を設定して議論を進めていかなければならないと思います。

2点目につきましては、情報として一部そういった迅速に提供できる状態になっていない部分があるということと、登記簿自体の有用性を改めて確認していただいたと思っておりますので、1点目及び3点目の検討に当たって、その点も参考にしていただければと思います。

私からは以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員、お願いできますでしょうか。

○後藤専門委員 御説明、どうもありがとうございました。

FATFからの不合格に対して何をするかというお話ですけれども、会社法で例えば実質的支配者の情報の提供を義務化したらどうかという落合先生からのご提案に対して、法務省さんから、民事基本法制なのでちょっと違うのではないかとのお話があったのですけれども、「会社法は民事基本法制だから」というのは、ほかのところでもたまに聞く言葉ですけれども、大体やらない言い訳として出てくるだけで、あまり中身のある概念ではないと会社法の研究者としては感じております。特に、国内だけの議論であればともかく、海外との国際協力が問題となっているときには、会社法は民事基本法制なのだということを言っても、およそ国際的な理解が得られるとは思えません。

また、会社法に書くことが本当に不適切なのかということなのですが、例えば会社の解散命令とかは、公益に反する場合には解散命令を出すのだということを言っているわけですので、現状でも公益のことを会社法が何も考えていないわけではありません。なので、説明としてはちょっとどうなのかなという気が強くするところでもあります。

もちろん、会社法自体ではなく特別法でそういう義務を定めることでもいいのかもしれませんが、この話は上場企業に限らず、むしろ中小企業といいますか、枠だけをつくるようなハコ企業のようなものにもまさに当てはめていかなければいけないのだとすると、全ての会社に適用される話かと思えますので、会社法に置くのが一番効率的なのではないかなと思います。その意味からも、むしろ本来会社法に規定すべきものではないかなという気がしているところでもあります。

もし会社法にはどうしてもそういう公益的な要請を入れたくないということがもしあるのであれば、例えば財務省さんの所管で全ての会社に対して実質的支配者情報の登録を義務づける立法をすることについては、法務省としては全く止めるものではないということになるのかどうか。今すぐにお答えいただくのは難しいかもしれませんが、そういうことまで踏まえた上で「民事基本法制だからちょっと」ということなのか、そこをお伺いできればと思います。

もう一点は、今度は財務省さんにです。FATFの評価を受けた上で、財務省さん側で何か対策として考えておられることがあるのかどうか。最後のほうで検討しますというようなお話があったのですが、割と一般的な制度整備を検討しますということだったので、もう少し具体的に考えておられることがあるようでしたら、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○武井座長 では、法務省様と財務省様、お願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） まず、法務省民事局の渡辺のほうから、前半部分の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、後藤先生のほうからは、会社法でもできるのではないかという御指摘だったかと思えますけれども、私どもの現時点での考えといたしましては、やはり直接的な目的が公法上のものということになると会社法にはなじみにくいと思ってございます。

もちろん御指摘いただきましたとおり、解散命令といった制度があるということも当然我々承知はしているところなのですが、あちらのほうは具体的に問題が生じているという状況があってこそという制度でございます。例えばBO情報を登録するということになりますと、何かマネロンなどの具体的な危険が生じていない、このような段階でも直接、私法上の取引と関係ないような情報を収集しなければいけない、登録しなければいけない、そういったことになってくるかと思えますので、やはり会社法では法制上、なかなか難しいのかなと考えているところがございます。

他方で、御指摘いただきましたように、それが会社法以外の何かでやることがよろしくないとか、そういったことを意味するものでは全くございませんで、FATFからの指摘もあ

るわけですので、それを何とか政府一丸となって整理していかなければいけないというところは、当然我々としても一緒になって検討していかなければいけないものだと認識しているところでございます。

取りあえず法務省から以上でございます。

○財務省（野村調査課長） 財務省でございます。

私ども、FATF勧告に沿った日本の国内での制度についてどう対応するのかということを検討する場としまして、冒頭説明申し上げましたけれども、法務省さんも含めて、警察庁さんとか、金融庁さんもおられますけれども、いろいろな関係する各省が参加する形での「政策会議」を立ち上げているところでございまして、その中で、我々は国際的なFATFとの窓口という関係から、もう一方は警察庁さんなのですけれども、警察庁と財務省が共同議長という形で関係省庁の連絡会議を運営しているという状況でございます。

その中で、それぞれ役所の中でいろいろな所掌事務がございましてけれども、その事務の範囲内で、今まさに先生がおっしゃられたように、こうやったらできるのではないのか、ああやったらできるのではないのか、そういった議論を我々はファシリテートするという観点から関わっているところでございまして、本日いただきました御意見も踏まえながら、何とか具体的な日本政府としての対応を次の審査に間に合う形でしっかりと打ち出していきたいと思っております。

以上でございます。

○後藤専門委員 御説明、御回答、どうもありがとうございました。

財務省さんのお立場というか、どういうポジションで進めていただいているのかということとはよく理解いたしました。

法務省さんの御回答について1点だけ、コメントしたいと思います。直接的な目的が公法上のものなので会社法にはなじみにくいということですが、そもそも会社法の目的は何かというときに、いろいろな考え方があると思うのですけれども、会社に関する株主、取締役、債権者その他の利害関係を適切に処理するというのが主たる目的であることには間違いのないとしても、会社を使って経済活動を回していこうとするときに、会社という組織形態が適切な形で利用されていくことを確保するということも、やはり会社法の目的にそもそも大前提として含まれているのではないかという気がするところであります。

後のほうでまた議論になるかもしれませんが、例えば会社を設立するときに、定款記載の目的事項について、違法な事業を目的として書いては駄目だということがしばしば言われたりするわけですが、それはまさに会社を使って違法なことをやっては駄目だよということが入っているのかと思うのです。正面から違法なことをやりますということを否定するというのとは少し次元が違う問題ではあるかもしれませんが、会社という組織形態の一般的な信頼性を確保するために、問題がないかどうか情報を収集することが会社法の目的に反するものだと私は思えないということを申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。

○法務省（松井審議官） 法務省の審議官、松井でございます。

様々、会社法その他の民事基本法制について対処できないのかというお話をいただいておりますけれども、会社法の解散命令などは抽象的な要件を定めているのに対して、今回の実質的支配者については、既に現行の仕組みにおいて極めて細かいルールになっております。

公法上の義務を課すということになって、それをこのような細かい規定ということになると、それは今の会社法制にそのまま入れていくというのは難しい面が多いただろう。むしろ、会社法というよりはより適切な所管省庁において検討されるべきものではないかと考えているところでございます。

もちろん会社法も公益的なところや、その他、最近ですと環境問題とか、古くからは労働関係、様々な視点を入れながら検討しなければいけないというのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、それぞれに所管する省庁がございますので、それらとの協力の下、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○武井座長 後藤先生、よろしいでしょうか。

○後藤専門委員 とりあえず大丈夫です。

○武井座長 ほかにございますでしょうか。

財務省さん、先ほど御発言いただきましたが、今日の全体の議論を踏まえて何かございますでしょうか。

○財務省（野村調査課長） 財務省でございます。

先ほど申し上げましたけれども、これから次の日本に対するFATF審査、第5次審査が、時期が決まっているわけではございませんけれども、あるわけでございます。

そういう中で、本日議題となっております実質的支配者情報をどのようにして特に捜査当局を中心に把握して、法人の悪用防止に結びつけていくかということの国内の体制をしっかりと築いていかなければいけないという状況でございます。

そういうことを考えるために、今、いろいろな形での政府の関係機関との連携、調整を進めているところでございますけれども、本日先生からも非常に貴重な御意見がございましたので、そういったものも私どもの作業の中でぜひ活用させていただきながら、日本政府一丸となった対応をきちんと定めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○武井座長 次の審査は2025年でしたか。

○財務省（野村調査課長） まだ、日本の第5次審査の日程は決まっておりません。

○武井座長 ただ、スピード感を持ってとなると、今から1年の議論が勝負という感じなのですかね。

○財務省（野村調査課長） 中身を固めていくのであれば、かなり巻きでやっていかないと、ある意味で決まっていけないということはいつ来るか分からないということでもあるの

で、早め早めに備えていかないといけないと思っているところでございます。

もちろん第5次審査が今日明日あるというわけではないので、そんなに拙速にしなければいけないところではないですけれども、10年、20年先ということでもありませんので、そこはスピード感をきちんと持った上で、我々としては政府としての対応をタイムリーに定めていきたいと思っているところでございます。

○武井座長 ありがとうございます。もう一点、もし御存じならば教えていただきたいのですが、アメリカとかはすごく厳しいイメージがあるのですけれども、アメリカとかはどんなふうに工夫しているかは御存じでしょうか。御存じの範囲で構わないです。

○財務省（野村調査課長） 分かりました。FATFを所管している立場で、私どもで知っている範囲で御説明させていただければと思います。

もともと実質的支配者の把握に関するFATF基準というものは、ヨーロッパでの取組をある意味でベストプラクティスとした上で現在の仕組みをつくっているわけでございますけれども、現在のルールで求められているものは何なのかというのは2つありまして、そもそも法人自身が自分の実質的支配者をきちんと把握しておきなさいよということ、そして、当局もそういう情報にタイムリーにアクセスできる手段をちゃんと持っておきなさいということでございます。

その2つの要請をどのような形で欧州とかが消化しているかということ、例えばイギリスでは、会社法におきまして法人自身に対しまして実質的支配者名簿の作成と、当該実質的支配者の政府の登録機関への登録というものを会社法において義務づけているところがございます。

アメリカの場合、Corporate Transparency Act、そこで法人に対しまして自分のベネフィシヤル・オーナーシップについて政府の登録機関に報告することを義務づけているというふうに対応しているものと私どもとしては把握しているところでございます。

それから、G7ではカナダもございすけれども、カナダにおいては、会社法改正によりまして法人に対する実質的支配者名簿の作成・保持を義務づけた上で、また、会社法におきまして、法人に対しまして当該実質的支配者の名簿の内容をカナダ企業庁に報告する義務を課す仕組みとしているところと私どもとしては把握しているところです。

世界の国全ての情報を持っているわけではないので、今、例えばアメリカというお話があったので、私が知っている限りで申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

そういう意味で、カンパニーアプローチとレジストリアプローチで、会社法を含めた私法と公法がそれぞれ役割分担というか、連携をしている。国によっては、私法である会社法がやっているという整理でしょうか。

○財務省（野村調査課長） 全くそのとおりだと思っています。どの役所がどういう所掌を持っているかというのは、国それぞれでございますので、それぞれの国において何法に

おいてやるとするかというのはそれぞれが自由に決めていいわけでございます。

ですから、別に何法でやれということもFATFが日本に対して言っているところではございません。だけれども、政府全体としてカンパニーアプローチとレジストリアプローチ両方についてきちんと満たすような制度を、1つの制度でなくてもいいけれども、複数の制度の抱き合わせでもいいのだけれども、そこを整備してくださいということが求められているところでございます。

以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます。あと、EUの大陸国のところはイギリスに近いのですかね。

○財務省（野村調査課長） 基本的にはイギリスと欧州と類似した仕組みだと理解しているところでございます。法人自身に対して、おのれのBO情報をきちんと持たせるということと、それを法人から政府の登録機関に対して登録させるということをやらせていると理解しております。

○武井座長 ありがとうございます。

財務省さん、そういう意味で日本の会社法はやや違うという先ほどの御説明でよろしいでしょうか。確認ではないのですけれども、財務省さん、今のお話に関して補足がございましたらお願いできますでしょうか。

○財務省（渡辺参事官） 財務省の渡辺でございます。

先ほど財務省様からもお話がありましたとおり、各国でどのようにやるというのは、各国のそれぞれの法律の特性とかそれぞれの所掌によるところだろうと思っておりまして、私どものほうとしては、会社法というのは純粋な私法ということで整理をされてきたと思っております。

この点につきましては、例えば市場規制に関する部分は金商法といったものがあったりして、必ずしも会社に関する部分を会社法のみが一元的にやってきているわけではない、こういった特色があるということも踏まえて考えられるべきなのかなと思ってございます。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。いろいろな特別法であったり、建てつけの中で商業登記を含めたものが関連するといいたいまいしょうか、関与することはあり得るという感じでしょうか。会社法だけで全部受けるのは難しいということで、仕組みの中で商業登記とかが絡んでくるのはあり得るということでよろしいのでしょうか。

○財務省（土手商事課長） 民事局の商事課長の土手でございます。

それぞれに、今の商業登記法も商業登記の制度が定まっておりますけれども、いろいろな法律を受けて登記事項等が定まっておりますので、仮にそういう仕組みができて、商業登記のほうを受皿になるということは考えられるのではないかと考えております。

御趣旨はよろしかったでしょうか。以上でございます。

○武井座長 ありがとうございます、そういう趣旨のご質問でした。どこかの法律が一元的にという話ではなくても、公法と私法がもともとミックスしている話なので、どういうふうにすべきなのかなということです。

閣議決定まですでにされていますので、この1年なのかは分かりませんが、今、密な議論が皆さんでされているという理解でよろしいでしょうか。密な議論がされている、法務省さんも御参加されているということでもよろしいのですよね。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局の渡辺でございます。

御指摘のとおりでありまして、先ほど財務省様からも御説明があったかと思っておりますけれども、関係省庁で様々な議論をしているという状況でございます。当然、私ども法務省も一緒になって参画して議論をしているという状況でございます。

○武井座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど竹内委員からお手が挙がっていましたが、よろしいでしょうか。

○竹内専門委員 ありがとうございます。

御説明いただきまして、ありがとうございます。

今までの御議論でかなり論点が出てきているかと思っておりますので、私から御質問というよりもコメントということで申し上げたいのですが、政府全体で検討ということになって往々に起こりがちなのが、みんなでということになると誰が責任者かよく分からない、ボールをどこに誰が運ぶのかよく分からないということが起きがちだと思っております。

この問題は本当に喫緊の課題で、我が国における様々な犯罪も、会社、法人という形態を取った形のものが増えておりますし、国際的な評価を含めても喫緊の課題かと思っております。

具体的にどうしたらいいのかというところは、すぽっとここにはまるというやり方はもちろんないかと思っておりますけれども、今、法務省さんのほうから、商業登記法等を含めて考えれば、やりようはあるというような前向きなお言葉もいただきましたので、時間も限られている中だと思います、令和6年の春に向けて実質的支配者の情報を強化するというようなことを掲げていただいているわけでございますので、ここは今までの考え方にとらわれるのではなく、いかにしてこれからの仕組みをつくるかといった観点で議論を急いでいただければというお願いのコメントだけでございます。よろしく願いいたします。

○武井座長 ありがとうございます。

では、戸田委員と村上委員からもお願いできますでしょうか。

まず、戸田委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

海外の取引銀行から、日本よりもかなり厳しい調査要求が時々来るのですけれども、第5審査をクリアできる基準というのは明確になっているのでしょうか。現状のB0リスト制度を拡充していく方向で第5審査をクリアできるというようなお考えなのでしょうか。財務省様にお聞きいたします。

○武井座長 では、村上委員まで終わりましたからお願いします。

○村上専門委員 法務省に1点だけ。

今、実質的支配者リストは任意で取るようになっていますが、これを義務化して、商業登記に必ず掲載することはできないでしょうか。

○武井座長 では、財務省さんと法務省さん、お願いいたします。

○財務省（野村調査課長） 財務省でございます。

最初の御質問の件でございますけれども、第5次審査に用いられる基準自体は既にクリアになっておりまして、冒頭の私の説明の中でも触れさせていただきましたけれども、資料で言いますと4ページの下半分の右側のところでございます。これが第5審査に用いられる基準でございます、まさにカンパニアプローチとレジストリアプローチ、これについて両方を満たす必要がありますよということが求められているところでございます。

日本の現在の国内の法制度をそれに照らして見たときには、何か単一の制度でこの両方を満たすようなものは実は存在していないところでございます。ただ、関連するものが幾つかございますので、それをどのようにうまく活用してこの両方を満たすような形に仕立てていくかということ、現在、関係省庁間で政策会議という場を活用して議論しているという状況でございます。

ですから、基準自体は既にクリアになっている。それを満たすために足らざるをどのように補うかというところを今議論しているという状況でございます。

以上でございます。

○法務省（土手商事課長） 続きまして、法務省民事局の商事課長、土手から御説明します。

今のB0リスト制度につきましては、告示ということでやっておりまして、あくまでも任意の制度で、そもそも法務省の商業登記所が何の権限でというところはあるのですけれども、ぎりぎりのところとして任意の制度というところで告示に定めて、国民の権利義務を制限するものではないというところで作成しているものでございます。

したがいまして、義務化するということになると権限が必要になりますので、こちらについてはまさに政府全体としての検討事項だと思っておりますので、最低でもそれを踏まえて、先ほど来申し上げておりますけれども、商業登記所が受皿になるというのは当然あり得ると思っておりますけれども、商業登記法が根拠法になることはあり得ないと思っておりますので、あくまでも根拠法があって、それを受けて、受皿を商業登記所が担うということは十分あり得ると思っております。

以上でございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

先ほど、財務省が示したAとBの宿題に答え得る方法の一つだと思います。法改正が必要だということは承知しておりますので、ぜひそれも選択肢の一つとして検討いただければと思います。

私から以上です。ありがとうございます。

○武井座長 では、議題1を総括したいと思います。

いろいろな議論が今日既に出ていますけれども、FATF勧告24への対応として、法人の実質的支配者をタイムリーに特定するメカニズム、特に充分性・正確性・最新性が保たれた実質的支配者情報を公的機関が保持する仕組みを確立しなければいけないということになっておりまして、現行の定款認証制度ですと、株式会社等しか対象でない、持分会社が外れているとか、あと設立時の情報しか得られないということで、今日の議論もございましたけれども、現状ですとFATFの勧告には十分対応できていない。しかも、昨年3月に、今日も御説明がございましたけれども、第4次対日審査よりも次回の第5次審査で目指すべきハードルが高まっているという状況でございますので、今日十分御議論が出ていますけれども、財務省様、法務省様を含む関係省庁におかれましては、実質的支配者の情報を一元的に管理する仕組みの構築に向けた取組を迅速に検討していただくようお願いいたします。

その際、特に、いま御議論も出ましたけれども、株式会社以外の法人にも拡大した上で実質的支配者リストの制度の義務化について、その議論をすると定款認証の際の実質的支配者の申告制度をどうするかという論点も出てくると思いますけれども、そういった点につきまして知恵を集めて、さっき竹内さんからございましたが、どこかがリーダーシップをとる必要があると思いますけれども、商業登記は一つの出口ですので法務省さんも必ず重要な役割を担われるかと思っておりますので、皆様で知恵を出して前に議論を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1はここで締めたいと思います。今日、御出席いただきました関係の皆様におかれましては誠にありがとうございました。

続きまして、議題2の「定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査の結果」について御議論いただきたいと思っております。

引き続きとなりまして恐縮でございますけれども、法務省の松井審議官様より御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○法務省（松井審議官） それでは、法務省の審議官、松井のほうから、議題2に関して、法務省が実施しました実態調査の結果を御報告いたします。資料2-1を御覧ください。

まず初めに、このアンケート調査結果の集計状況についてお断りさせていただきたいのですが、冒頭の※印に記載のとおり、この調査結果は現在集計作業中の途中段階のものになります。今月16日金曜日に閣議決定されました規制改革実施計画においては、令和5年度中にこの調査結果について分析して評価を加えるとともに、その結果に基づいて起業家の負担を軽減する方策を検討するというスケジュールとされております。多くの方にアンケート調査に御協力いただきまして、回答数は膨大な数になっておりますが、閣議決定に従って今年度末までに集計・分析や評価・検討を鋭意進めていく予定としておりますので、本日はあくまで集計の途中経過の御報告といたしまして御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

調査の概要について御説明いたします。このアンケート調査は、昨年のワーキング・グループで御議論いただいたとおり、主観やサンプルの偏りを排除して、可能な限り客観的・定量的な結果を得ることができるよう、期間を区切って、その期間中の全事件を対象に公証人と利用者の両方に対して調査を行ったものとなっています。

具体的な期間としては、本年1月16日から3月末までの2か月半にわたって実施しました。その結果、公証人からは約2万件、発起人からは約1,600件、専門資格者からは約3,600件の定款認証事件について回答いただいたところです。

なお、昨年のワーキング・グループでも御説明したとおり、アンケートの回収方法は、公証人の調査についてはウェブ経由で回答いただき、発起人と専門資格者の調査については、できる限り多くの方に御協力いただけるよう、ウェブ上の回答に加え、紙のアンケート用紙に記入いただく方法も用意しました。このうち、紙のアンケート用紙の回答については、700件程度ございましたが、まだ集計作業処理を行っている途中ですので、本日の報告の数字には計上しておりません。

このほか、昨年のワーキング・グループでも御説明したとおり、定量的な調査に加えて、補完的に、期間に縛られない過去の業務経験に関するアンケートも実施しております。

以上が調査の概要になります。

続いて、具体的な結果については遠藤室長のほうから御説明させていただきます。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

細かい回答、具体的な内容につきましては、私のほうから御説明を差し上げたいと存じます。

資料2-1の中ほどに＜公証人からの回答の概要＞という項目がございますけれども、こちらを順次御覧いただければと存じます。

大きく分けて、公証人に対しては3種類の調査を行っております。1つ目が、今回のアンケート調査を行った調査期間中におきまして認証に至った事案、本年1月16日から3月末まで約2か月半でございますけれども、こちらについての調査。2つ目としまして、調査期間中に定款認証に関する相談あるいは嘱託はあったけれども、実際には認証にまで至らなかった事案についての調査。3つ目が、今回の調査期間の対象ではないけれども、公証人としての業務経験に基づいて、過去にどういった事例があったかについての調査。この3点でございます。

まず1点目、今回の調査期間中に認証に至った事案の結果について御説明いたします。まず、定款の種別でございますけれども、電子で作成されたもの、電子定款が9割強、紙の定款が1割弱という割合になっております。

これらの定款につきまして、面前確認をどのように行ったかということでございますけれども、公証役場にお越しになられた割合が9割強、ウェブ会議を利用したという方が1割弱という割合でございます。

昨年4月のワーキング・グループでも、ウェブ会議の利用は増加傾向にあるという趣旨

の御説明を差し上げたところでございます。まだまだ割合としては少ないという印象を持たれることもあるかなと思いますけれども、令和3年段階では約7%という状況でしたので、徐々にではありますけれども、利用率は増加傾向にあるということが言えるのかなと思っております。

その次に、面前確認を公証人自身が行ったかという質問につきましては、「はい」ということで100%、そういう回答が得られている状況でございます。

嘱託人の属性につきましては、発起人御本人の方が1割、弁護士が2.6%、司法書士が55.6%、行政書士が30.9%という形で、全体としては専門資格者の方が多いという状況になっております。

さらに、具体的に面前確認を受けた方につきましては、嘱託人本人が51.9%、嘱託人以外の方が48.1%という割合になっております。

このうち、嘱託人以外の方は具体的にどういった属性の方かということについてさらにみてみますと、設立をしようとする法人の関係者の方が36%、専門資格者の関係者、事務所の職員の方なども含みますけれども、そういった関係の方が61%強という状況になっております。

続きまして、嘱託人から提出された定款案について公証人が指摘を行ったかどうかという点につきましては、指摘がされたものについて44.9%、なかったものが55.1%という割合になっております。

ここで、具体的な指摘の内容について御説明を差し上げたいと存じます。別添の資料2-2の1、「期間中の定款案への指摘事項の例」という項目を御覧いただければと存じます。指摘事項につきましては、自由記載でお答えをいただいたということもありまして、様々な回答が寄せられております。また、その件数も非常に多いという状況でございます。まさに今詳細な整理・分析を行っている途中ではございますけれども、本日のこの資料では取り急ぎ代表的と思われる回答を掲載させていただきました。

例えば、①～④でございますが、こちらでは各種の業法などで株式会社が行うことができない事業が会社の目的として掲げられていた例でございます。各種業法に抵触するおそれがあるような様々な事例が回答として寄せられているところでございます。

また、資料の⑤、⑥のように、定款の記載の中に現行の法令にそぐわない表現や記載がされているものが散見されたということのようです。

続きまして、⑦以下は、会社法の規定に違反するもの、あるいは定款自体の中で規定間に相互の矛盾が生じているものという例として取り上げたものでございます。

例えば、⑬や⑭のように、単に法令や定款の中での整合性にとどまらず、嘱託人自身が意図した内容が定款案にきちんと反映されているのか、定款の規定と嘱託人の認識にそごがないのかという観点からの指摘をしている事案も見受けられます。

2ページに行きまして⑳でございますけれども、定款の事業年度に関する定めに問題が生じ得るのではないのかという観点からの指摘がされた例として取り上げております。

また、㉓のように、必要な場合には嘱託人に対して基本的な考え方をいわば一から丁寧に説明を積み上げながら、嘱託人の意向に沿った形で定款案が作成されるように指導をする、助言をするというような事例も多数見られたところでございます。

今回のアンケートでは膨大な回答をいただいております、今御紹介したもの以外にも様々な指摘事項がございます。本年度中に、先ほど松井審議官のほうからありましたとおり、規制改革の実施計画で今年度で定められたスケジュールがございますので、その結果の整理・分析・評価をしっかり進めていきたいと考えておるところでございます。

資料2-1の2ページにお戻りいただければと思います。今申し上げた以外の公証人に対するアンケートの結果の御説明に戻りたいと思います。

認証した事案については、冒頭に御説明しましたとおり、実質的支配者の申告に関しても調査を行っております。実質的支配者の申告の指摘の有無については、指摘があったものが2割弱、指摘がなかったものが8割強という結果となっております。

また、実質的支配者の申告につきましては、嘱託人の希望に応じて申告受理証明書というものを発行しております。この証明書は、議題1でも若干触れましたけれども、実質的支配者について嘱託人からの申告の内容、その審査の結果は問題ないということを公証人において確認した際に公証人がそれを証明するものとなっております、これが金融機関における口座開設などの手続でも活用されていると伺っております。

申告受理証明書は、今回のアンケート結果では定款認証した事例の98.6%で交付をされているという結果が得られております。また、交付通数につきましては、多くの事案で1通交付されているという状況のようでございます。

続きまして、調査事項の2つ目といたしまして、「認証に至らなかった事案についてのアンケート」について御説明したいと思います。

調査期間中に相談・嘱託があったものの認証に至らなかった事案として回答が得られたものとしては、184件、現時点で把握をしております。

3ページの注のほうで補足的に記載をしておりますけれども、その回答の中身を具体的に確認いたしますと、例えば合同会社、法律上は定款の認証を求められていないものについて相談があったものであるとか、あるいは、本店所在地との関係で管轄外の公証役場に相談があった件数、さらによくよく確認してみると、調査期間経過後に、最終的に認証に至った、いろいろと指摘をして補足を受けて、最終的には認証に至ったケースというものもこの184件の中にございましたことから、今回の調査の目的の一つでございます不正な会社設立抑止の観点から、公証人による定款認証がどのような役割を果たしているかということ把握するためには、適切ではない件数が相当数含まれておりましたので、これらを除くという形で考えると、現状の分析に基づく暫定的な数字にはなりますが、今回の対象とは関係なさそうな件数が85件ありましたので、これらを除きますと、約2か月半の間に99件、認証に至らなかった事案があったという整理を現時点ではしております。

認証に至らなかった事案の具体例につきましては、大変恐縮ではございますけれども、

また先ほどの別添の資料2-2の2ページに、「期間中に認証に至らなかった事案の例」という項目を設けておりますので、そちらを御確認いただければと存じます。

例えば、②のように、各種の業法に違反する商号、目的となっているものにつきまして、その旨を指摘したところ、その後連絡がなく、認証に至らなかったという例もあったようです。

③は、未成年者が法律行為をするには一般論として法定代理人の同意が必要となるところですが、会社設立に当たっても当然同意が必要になるということで、同意書の印鑑を確認したところ、印鑑証明書と異なっているということで、その旨を指摘したところ、登録済みの印鑑証明書に従った実印が用意されず、印鑑登録をし直すこともできないというような説明がされて、結局、認証に至らなかった事案があったという報告がされております。

④も同様に、印鑑の相違について指摘したという事例になっております。

⑤につきましては、法令に違反する規定が定款の中に多数あり、それらについて修正するよう助言・教示等をしたところ、それに対して連絡がなくなってしまった事例になっております。

⑥につきましては、実質的支配者に関する資料の提出を求めたものの、その提出が嘱託人側のほうで拒否されてしまって、結局、嘱託を取り下げられたということになった事例でございます。

このほかに、そもそも予約があったけれども、予約日に嘱託人が現れなくて、連絡にも応じなくなってしまった事例など、具体的な理由が明らかでないものも多数含まれております。こういった事案も含めて認証に至らなかった事案につきましても、引き続き回答内容を精査して、本年度中の分析・評価につなげていきたいと考えております。

続きまして、過去の業務経験のアンケート結果の説明に移りたいと思います。資料2-1の3ページにお戻りいただければと思います。

これまでの説明は、期間中に認証業務を行った事件について、定量的なアンケートを中心に実態調査を行ったところでございますけれども、この期間が2か月半という限られた期間でもございましたので、今回の調査期間外に不正な起業が疑われる事案としてどういったものがあつたのかということ把握するため、補完的に公証人に個別の回答を求めた形で調査を行ったものでございます。

公証人467人からの回答が得られ、不正な起業が疑われる事案については、そのうち46人がそういった経験があつたという回答をされました。

その具体的な内容につきましては、資料2-2の3ページに説明がありますので、そちらを御覧ください。こちらからもこれから整理・分析等をさらに詰めていくことを予定しておりますけれども、代表的なものを掲げております。

引き続き、これらの回答も含めて内容の精査・分析・評価を行っていきたいと思っております。

続きまして、今度は発起人からのアンケートに対する回答結果の概要について御説明を

差し上げたいと思います。資料2-1の3ページを再度御覧ください。

中ほどに「発起人からの回答の概要」という項目を設けております。こちらも、公証人に対するアンケートと同趣旨の質問をさせていただいております。

定款の種別としましては、電子定款が74%、紙の定款が26%という割合になっておりまして、公証人に対するアンケートの回答と比べると、紙定款を利用した方がやや多いという結果となっております。

また、定款の作成の方法につきまして、複数回答可という形で、どういう経緯で作成しましたかということをお尋ねしたところ、専門資格者に任せたという回答が最も多く、半数以上を占めております。

定款案に指摘があったかなかったかという質問につきましては、4ページになりますけれども、専門資格者等に任せていたため分からないという回答が相当数ございまして、そちらを除いた形で、指摘の有無について回答があったものに着目しますと、指摘を受けたという回答が3割強、指摘がなかったという回答が7割弱という状況でございました。

また、面前確認を受けた方法につきましては、公証役場に来庁した割合が96%と、ほとんどを占めている状況でございます。

公証役場に来庁したと回答した方を対象に、ウェブ会議システムを利用しなかった理由についてお尋ねをしたところ、公証役場に行くことは特段負担ではないからという回答が最も多く、45%ほどを占めておりますが、そのほかに、ウェブ会議を利用して手続きができることを知らなかったからという回答が30%、直接公証人と顔を合わせてやり取りをしたいからという回答が17%ございました。

公証役場での待ち時間はどれぐらいでしたかという御質問につきましては、「なし」という回答が最も多く、半数弱を占めております。

また、面前確認にウェブ会議を利用した方を対象に、ウェブ会議を利用した理由についてお尋ねをしたところ、ウェブ会議のほうが便利だからという回答が9割以上を占めております。

ウェブ会議を実際に使ってみて、スムーズに利用できたかどうかについてもお尋ねをしたところ、「できた」という回答が9割以上を占めました。

他方で、スムーズに利用できなかったという方について、その事情をお伺いしたところ、発起人側の音声が発証人に聞こえなかった、発起人側のカメラが反応しなかったというような回答がございました。

続きまして、公証人本人が面前確認に対応していたかどうかという質問につきましては、「はい」とお答えいただいた方が95.8%、一方で「いいえ」が1.3%となっております。

「いいえ」という回答につきましては、我々の方としても事実関係を把握する必要があると考えまして、該当する公証役場に対して公証人本人による面前確認が適切に行われていたかどうかを現在調査しているところでございます。

一部なお調査中の役場がございますけれども、ほとんどのケースでは、この回答があっ

たにもかかわらず、事情を伺ってみると、適切に面前確認を行っていたのではないかと、こちらとしては確認をしておるところでございます。

このような結果に至った理由としてしまして、こちらも今後調査・分析を重ねる必要があるかと思えますけれども、そもそも各役場の回答全体に占める割合として「いいえ」という回答がごくわずかというケースであること、それから、そちらの「いいえ」と回答された方の回答内容を具体的に見ていきますと、定款の種別について紙定款を選択しながら、面前確認の方法をウェブ会議と回答されるものも見受けられるなど、回答内容に矛盾した回答が見られるケースもございまして、こういった事情に鑑みますと、「いいえ」と回答されたものの中には、回答者の入力操作ミス、あるいは御本人の誤解に基づく回答がされた可能性もあるのではないかとということで、そういったことも含めながら分析をする必要があるのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、面前確認の所要時間でございますけれども、5分という御回答が38%と最も多く、10分が24%、15分が16%となっております。長いものでは30分と回答された方も約9%、さらにそれ以上という方も2.1%ございました。

続きまして、面前確認の予約を希望どおりの日に取ることができたかとの質問につきましては、「できた」との回答が9割以上を占めました。

希望どおりに予約を取ることができなかつた方を対象に、何日後に予約を取ることができたかについて質問したところ、1～3日後との回答が約6割、4～6日後との回答が約2割という結果でございました。

実質的支配者の申告については、指摘があったものが5%、なかったものが約63%、専門資格者に任せていたため分からないという回答が約30%という結果となっております。

申告受理証明書の交付の有無につきましては、交付したものが42%、交付をしなかったものが19%、専門資格者に任せていたため分からないという回答が36%でございました。

交付通数につきましては、1通が7割以上。

さらに、証明書の提出先、利用先につきましては、金融機関が9割以上を占めたという内容となっております。

申告受理証明書の交付を請求しなかつた方に対してその理由を尋ねたところ、そのような制度があることを知らなかつたからという回答が7割弱を占めました。

発起人からの回答の概要は以上でございます。

また、専門資格者に対しても同様のアンケートを行いまして、多くの質問につきまして、発起人と類似の傾向が見受けられたところでございます。本日は時間が限られていますので、口頭での説明については発起人に対するアンケート結果の説明に代えさせていただきます。詳しく配付資料を御覧いただければと存じます。

以上が、法務省が実施したアンケート調査の現時点での集計状況でございます。

今後、閣議決定に従いまして、これらの実態調査の結果につきまして集計作業を進めた

上で、有識者も交えながらこの結果を分析・評価して、起業家の負担を軽減する方策の検討につなげていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○武井座長 詳細な御説明、誠にありがとうございました。

続きまして、freeeの木村執行役員様から御説明をいただきます。

今日は、お忙しい中お越しいただきまして誠にありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

○freee株式会社（木村執行役員） お時間をいただきありがとうございます。freeeの木村でございます。

法務省様の調査結果を先ほど御発表いただきましたけれども、それを補うような形で、民間の登記支援サービスのユーザーさん向けというところで補足的な調査を行っておりますので、そちらの結果を共有させていただきます。

内容としては、弊社を含め民間3社のサービス、プラス、創業手帳の会員さんを対象にアンケートを取っております。

対象としては、法務省様の調査が数か月間の期間の設立総数に対してのアンケートということですが、こちらのものは過去2年間に定款認証を受けたところを対象にしているというところが一つ大きな違いでございます。

定款の作り方としては、8割が設立のソフト、我々の設立プロダクトと呼ばれるようなものを使って作成しているというところなのですが、実際に、ここで「モデル定款」と書いていますけれども、選択式の項目と自由記載を組み合わせて、限定されたモデルとなるような定款を使ってソフトウェアで作成するということですが、このモデル定款を使ってみての結果として、あえてそこに何か付け加えたいかという、そうではない、モデル定款で十分であるという方が7割程度存在していたということが一つ言えるのかなと思います。

モデル定款で十分であるとおっしゃっている方々の具体的な自由回答を見ますと、後々変更できるし、モデル定款の内容で十分であり、最初に会社をつくる時はスピーディーに作って、後から考えていくことができるというような御意見なのかなと思います。

公証人から定款案に対して指摘があったかというところで、8割がないということで、「覚えていない」もあるのですが、「はい」という方は1割で、ここは先ほど法務省様の全体の調査の指摘あり3割というところとのギャップを考えると、モデル定款というものが指摘を減らすことに貢献していることは一つ言えるのではないかなと思っております。

これは、実際にモデル定款を使っている人に絞って集計をするとこのような結果になっていて、一番左のものだけをサンプル数が十分なので見ていただければと思いますけれども、指摘を受けた比率としては1割を切る程度になっていて、3割と1割の差というのはあるのかなと思っております。

では、指摘を受けた1割の人たちは何を受けたのですかというところだと、言い回し、判子の位置とか、そういった形式的なところが多いのかなというところと、「その他のことに関する指摘」というところも、ソフトウェアでバリデーションをもう少しかければ全て処理できてしまうようなことが多いのかなと。それは、先ほど法務省様の調査で指摘事項としてリストアップされていたものかなりの部分も選択式に設問というか、モデル定款の中の記載ぶりを選択式のところを増やすということだとか、バリデーションをかけることで処理できるものが多いように感じたというところはございます。

公証人との面談は、対面の方々がこれだけで、オンラインでウェブ会議システムを利用して面談するというのはごく一部で、オンラインの方法論というのは、せっかく採用されたのに知られていないのではないかとするのは少し課題としてあるのかなと思いますけれども、それ以上に着目したいのは、「公証人面談は行われなかった」というところが1割以上いるところで、ここは先ほどの法務省様の調査のところとだいぶ異なっているかなと思うのですけれども、もちろんこの中には事実誤認ということもあるのかなとは思いますが、一方、1割以上の発起人の方が事実上面談は行われなかったと認識してしまう程度の面談であったということも事実なのではないかなと思いますので、それが非常に高額な料金を取っているサービスとして適切なものなのかというところは、改めて非常に疑問を強く覚えた次第でございます。

面談は行われなかったと回答している方が一定数いらっしゃるのですが、その回答者の時期の分布を見ているのですけれども、まんべんなくある程度存在していらっちゃって、やはり先ほどの法務省様の調査と比べてみると、100%公証人が面談しているというところに調査自体が及ぼしている、調査対象となる公証人の方々への影響が調査自体によって及んでしまっているのではないかと、以前の事案があったときの報道などが影響しているのではないかとこのところは疑いを少し持ってしまうというところかなと、私個人としては思った次第でございます。

面談のところは、これを見ると「オンラインで実施できることを知らなかった」というのが非常に多いので、オンライン面談の方法はきちんと周知をして、せっかくの効率性のある方法ですから、より知られてほしいなと思うところがございます。

そして、面談時間も15分以下というのが大半で、やはりこの面談に対して今の料金体系が本当に適切なのかというのは、これを見ても改めて感じるどころかなと思います。

手数料の金額についての感覚というのも伺っていますけれども、「もっと安くしてほしい」という方が大半であったところがございます。負担が大きいとか、経費を抑えたいとか、そもそももっと面談自体を合理化できるだろうからこの金額は高いのではないかなという御意見もあれば、分からないという方もいらっしゃいますし、むしろ、これは一定のハードルとしてよいのではないかなという御意見もある。

ただ、先ほども、独自のものを付け加えなくてもいいという方が7割いるということと合わせると、少なくともコストを抑えて、シンプルなモデルでやるという道を求めている

人が一定存在することは間違いないと言えるのではないかと思います。

有益かどうかということところでいくと、有益ではなかったという方と有益であったという方は大体同じようなところで、分からないという方がかなり多くて、有益であったというのも3割以下というところですよ。

有益かどうかの内容も、このように具体的な内容を聞いておりますけれども、よい経験でしたという方もいらっしゃる、もっと簡素化できるのではないかと、時間がかかり過ぎるのではないかとというような話で、一サービス事業者として気になったのはこの自由回答で言うと一番下のほう、上から目線でタメ口で話されたとか、非常に高額なサービスであるにもかかわらずサービスレベルとして本当によいのだろうかというものが散見されるのはとても気になると思います。実際、民間のサービスであれば、これが成り立つというのはなかなか考えづらいことをしているなというのが、非常に失礼ですけども、率直な感想でございます。

制度趣旨に合ったものかどうかということところでどう感じたかということですが、
「そう思う」というのが5割弱いらっしゃるんですけども、中身を見てみると、有益と感じていた人ほど、趣旨に合っていたと感じていらっしゃるということですが、
「分からない」と答えている方も趣旨と合っていたと答えてらっしゃるので、トータルでこれぐらいの5割弱という数字になっているのかなと思っております。

自由記載でいろいろな御意見をいただいております、ストレートに、システムでできることが増えているので、制度を見直すべきでないかということをおっしゃっている方とか、オンラインで十分であるということとか、事務の方がやった後に形式上面談を公証人の方がやっているというようなことを言っているということもありまして、こういったことも踏まえて、公証人による定款認証のサービスが本当に適正なものなのかというのは、先ほどの法務省さんの調査を踏まえて、改めて評価をいただきたいと感じております。

私から以上になります。

○武井座長 誠にありがとうございました。

続きまして、デジタル庁様より御説明いただきます。

大澤参事官、今日はお忙しい中をお越しいただきまして誠にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○デジタル庁（大澤参事官） デジタル庁からは、デジタル臨調でデジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しに取り組んでおりますので、その紹介をさせていただきます。

規制改革実施計画の中で、本件について、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上でというふうになっておりますので、その部分と関連するところかなと思っております。

デジタル臨調は、1年半ほど前、2021年11月に立ち上げられまして、デジタル改革、規制改革、行政改革、こういった構造改革を横断的・一体的に推進する組織として設立され

ております。

構造改革のためのデジタル原則というのは、御覧いただいているものでありまして、時間の関係で全て紹介いたしませんけれども、本日のテーマとの関係で言いますと、原則①デジタル完結・自動化原則ということで、書面、目視、常駐、こういった紙の介在とか人の介在を義務づけるような手続、業務につきましてデジタル処理で完結をする、機械での自動化を基本とするということでありまして、一番上に書いてありますとおり、令和3年12月のデジタル社会の実現に向けた重点計画で閣議決定をしている内容になってございます。

次のページに参りまして、左側に今申し上げたデジタル原則がございまして、中程のブルーのところ、法律・政令・省令、告示とありますけれども、約1万の法令を洗った、そして、告示、通知・通達につきましても2,500の条項をデジタル原則に照らして点検をし、見直しをするという作業をしております。

具体的に言いますと、右側のほうに目視とか実地監査、定期検査、書面掲示とありますけれども、これら7項目のアナログ規制につきまして、法令にこれらのワードが含まれている条項を点検したということになります。

例えば目視規制で言いますと、中程にありますように、検査・点検・監査とか、調査とか、巡視・見張、こういった類型化をしまして、一番右にありますように、デジタル化の進捗に応じてフェーズ1、フェーズ2、フェーズ3と、現行の規制を評価した上で、その上でデジタル原則に沿ってどこまで見直すのかということ、見直しの方針あるいは工程表を各省庁と調整して固めていったということになります。

次のページになります。一例になりますが、目視・実地監査規制で類型化とフェーズということをお紹介しますと、一番上にありますように、法令で目視とか実地とか巡視といったものが規定されて、人の介在があるというのがフェーズ1、そして、中程に行きますと、情報収集の部分をカメラとかドローンとかセンサーといったものを活用していく、ただし、リスクの評価の部分は人によって分析・評価をする、これがフェーズ2。フェーズ3になりますと、情報収集だけではなくて、リスクの評価につきましてもAIを用いた画像認識とか診断、こういったことで精緻化をしていくことで、フェーズ3というふうに評価をしていくということでございます。

その結果になりますけれども、今御覧いただいているページが、法令につきまして先ほど約1万条項と申し上げましたが、正確には9,669条項を点検しまして、全ての条項について、方針、工程表を確定させたというのが今年の12月になります。

内容は、御覧いただきますとおり、目視で2,927、往訪閲覧で1,446とございますけれども、下の半分にありますように、工程表を、これは集中改革期間を当初3年と言っておりますが、今年の夏に河野大臣になりましてから、2024年6月までの2年間でこれら約1万条項を見直していくことにしております。

工程表にありますように、例えばここで言いますと河川法の規定につきまして、現在の

フェーズが1というところを見直し後は3にするということで、見直しの完了時期を令和4年1月～3月にする。こういった工程表を作って、具体的に何をやるのかということが一番下のほうに記載をしている感じになっております。こういったものを約1万条項つくったものを12月に公表しております。その工程表を作った後に、現在ではこの工程表に沿って見直しを各省様に進めていただいている状況であります。

先ほども御説明したように、デジタル原則に沿ってフェーズ1、2、3と言うわけですが、現時点でフェーズの2というところまで見直しを進めましょうというものでありましても、技術的に可能なものにつきましては、最終的には紙とか人の介在のないデジタル完結を目指していくこととしてデジタル改革を進めているところでございます。

デジタル庁からの説明は以上になります。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、日本経済団体連合会から御出席の岩村様、何か御発言等はございますでしょうか。

○日本経済団体連合会（岩村常務理事） ありがとうございます。経団連の岩村でございます。

私どもは、本件をかねて要望していたところですが、改めて本日、発言をさせていただきます。

御案内のとおり、岸田政権が掲げる最重要課題の一つはスタートアップ振興です。政府が策定した育成5か年計画、投資額10倍という目標達成に向けて、日本に世界最高水準のスタートアップフレンドリーな関係を構築するということが喫緊の課題となっています。

日本の法人設立の手續に係る点については、かねて世銀の「Doing Business」などでも指摘されておりますが、法人設立ワンストップサービスの稼働で改善されつつあると理解しています。この点、法務省の御尽力には感謝しております。

他方で、定款認証については、これまでも御説明もあったところですが、別途の予約、面談が求められておりまして、手續の完全なワンストップ化、デジタル化の阻害要因になっていると我々は見えてございます。これでは、法人設立のワンストップというのが実現していないと言わざるを得ないということであり、これは起業家にとっても時間と費用双方の観点で負担になっています。

スタートアップが起業時に取り組むべき事項というのは、投資家対応から人材獲得まで山積みでありまして、行政手續のためにいたずらに時間を奪われるというのは極めて遺憾であると考えてございます。

折しも、今、デジタル庁から御説明があった通り、デジタル臨調ではデジタル5原則に基づいて行政手續のデジタル完結を徹底的に進めているところです。スタートアップの定款認証に当たっても、モデル定款とマイナンバーによる本人確認を活用して、デジタル完結可能な、いわゆるファストトラックの選択肢をぜひ認めていただきたいと我々は強く要望いたします。

スタートアップの10倍のKPI達成まで残すところ4年、デジタル臨調の集中改革期間の終了まであと1年しかないということで、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。

スタートアップ・エコシステムの形成というのは、各国でも制度間競争になっていきますので、こういったところに負けないようにぜひ頑張ってくださいなというところ です。

それから、一定数のスタートアップが実際に公証人に会っていないということで、民間の調査では41件という数字を報告されましたけれども、起業家が単に公証人役場に足を運ばされただけという状況が本当にいいのかどうか。また、定款は、設立後に公証人による認証なしに変更することも可能であり、そもそも代理人による手続が認められている中で、定款認証において公証人による認証が必須というのはどうなのかなと正直に思っているところ です。

経団連としては、引き続き法人設立について、ワンストップかつデジタル完結を求めてまいりますので、法務省におかれましては、よろしく申し上げます。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、新経済連盟の関様、御発言がございましたらお願いいたします。

○新経済連盟（関事務局長） ありがとうございます。

御説明、ありがとうございます。

今回の調査結果を聞いておりますと、公証人による面談と定款認証が必須であるということ を端的に示す結果は確認できなかったのではないかと感じております。むしろ、指摘事項の例などを見ましたけれども、モデル定款のブラッシュアップ等で対応できるのではないか、公証人による面談と定款認証がなくても差し支えないということを示す結果が多いのではないかと受け止めております。

一方、モデル定款について少し改善すべき点もあったように思いますので、こういった点についてはモデル定款を修正、改善することが必要かと思いますが、それも含めて、今後のモデル定款の活用方策を検討していくという方向がいいのではないかと考えています。

政府の重要政策の一つでありますスタートアップ振興というものもございますので、デジタル原則に照らした改革をぜひ進めていただきたいと思います。

新経連は、以前から一定の定款については公証人による認証を必要とすること自体をゼロベースで見直すように、不要とするように主張してまいりました。これを早期に実現していただきたいと改めてお願いいたします。

最後に、経済社会を支える基盤である公証人制度全体をデジタル化対応していくという方向で、ぜひ推進していただきたいと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

では、質疑応答に入ります。デジタル庁さんが11時頃までで、時間もなくなってしまうのですが、それも踏まえまして質疑応答に入りたいと思います。

まず、金丸構成員、何かございましたらお願いいたします。よろしく申し上げます。

○金丸構成員 ありがとうございます。

法務省の皆様、御説明をありがとうございました。

私は、このテーマに関しましては、2018年3月の未来投資会議で、公証人の面前認証の義務化という超アナログ的、時代錯誤な現状は絶対に見直すべきだと、見直しを求めたところでございます。

当時は、第3次AIテクノロジーのブームが到来して、世界中で人工知能の活用の時代に突入しました。それから5年たって、現在では技術革新がさらに進んで、生成AIの日本政府における積極的な活用の方針も述べられています。

当時、公証人は本人確認を行い、本人の意思に基づき真正に確認されたものかどうかを確認するとお伺いしていたところですが、昨年4月のワーキングにおいて、本人確認どころか、事務員に任せて面談すらしなかった公証人がいるとお伺いをして大変驚いたわけでございます。

今回の法務省と民間の調査で、依然として面談しなかった公証人が一定いらっしゃるということが明らかになりました。これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。大変困惑しております。

公証人は立派な裁判官や検察官のOBの方が務めているとお伺いしておりますし、そういう意味では、裁判官、検察官OBが面前確認という簡単な法令遵守さえできない方々というふうには思いたくないわけです。むしろ、現場では定款認証はそんなに重要な役割だという御認識がないのではなからうかとすら思ってしまいます。いずれにいたしましても、公証人制度はコンプライアンス、ガバナンスを欠くものだと言わざるを得ません。この現状は、公証人制度だけではなく、我が国の司法、そして法務省の信用を失墜させる事態だと法務省は重く受け止めていただきたいと思います。

また、今回の法務省による実態調査で明らかになったように、発起人及び代理人の面前確認の所要時間はとても短いことが分かりました。私も企業家として公証人役場に赴いたことがございます。私のケースは非常に短時間で、それほどの会話もなく済んで、当時は5万円でしたから5万円の対価と、そこに往復の時間をかけて行った割には数分で終わってしまうということで、あまりその存在意義を私自身は感じなかったわけでございます。

要するに、短時間の面談で人物評価や不正防止は不可能だと思います。こうした不正防止は一律に行う事前チェックではなく、リスクの高さに応じた事後チェックで行うべきだと思います。

私は、デジタル臨調の構成員として、デジタル原則に基づくアナログ規制の見直しを公証人による定款認証にも適用すべきだと考えます。法務省は、民間のデジタル技術を活用した判断の標準化・自動化・無人化によって、公証人の定款認証の撤廃、任意化を行って

いただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○武井座長 ありがとうございました。

今の点で、法務省さん、何かございましたらお願いいたします。

○法務省（遠藤室長） 法務省民事局、遠藤でございます。

いろいろと厳しい御指摘も含めコメントをいただきまして、ありがとうございます。

まず、公証人が面前確認を行っていなかったという実態があるのではないかという御趣旨の御指摘かと思えます。こちらにつきましては、法務省側で行ったアンケートでそういった回答が発起人側のほうから得られたものにつきましては、先ほどの御説明でも触れましたけれども、我々としてもそのような実態があったのかどうかということについて個別に確認を行っているところでございます。

基本的には、ごく一部の役場を除きまして全て面前確認手続を行っているという説明を受けておりまして、その内容自体もそれほど不自然・不合理な内容ではないということもございまして、我々としては面前確認を怠っていたケースというのは、そういった回答をした役場についてはないのではないかと考えておるところでございます。

囑託人側の御認識と公証役場の認識にギャップが生じている可能性があるかと我々としては見ておるわけですが、そのような原因としましては、回答の際に入力ミス、操作ミス等があった可能性については先ほど触れましたが、そのほかにも定款認証の手続で公証人による面前確認を行う際に、必ずしも公証人が自らが公証人であることを明らかにしないまま事務的に手続を進め、特に問題のないケースにつきましては認証が滞りなく終わるということで、そもそも対応した方が公証人であると認識されなかったケースもあり得るのではないかと。そういった可能性も含めながらアンケートの結果については評価する必要があるかなと考えております。

全く遺漏なく面前確認手続が完全に遵守されているかについて疑いを持たれるということについては、御指摘はごもっともであると考えております。我々としても、そういった事態がないように法令遵守の徹底は重要だと考えておりますので、引き続き、面前確認手続が遵守されるように監督をするとともに、起業家の負担軽減に向けて制度全体としてどういった方向性が望ましいのかということで、よりよい制度の在り方について並行して検討を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○武井座長 金丸様、よろしいでしょうか。

○金丸構成員 法務省のこれまでの主張と、その背景とか、お気持ちは分かるのですけれども、実態として、それまで裁判に関わってこられた司法のプロかどうか分かりませんが、その方々がぱっと会って、さっきの定款のひな形とかテンプレートがどうかとか、書いてはいけない不整合とか、そういう役割は、今や、例えばfreeeさんが提供しているようなテンプレートとか情報がふんだんにある中で、昭和ならともかく、わざわざ司法の超

プロがおやりになるような間違いの修正だとかは本来もうやらなくていい話だと思うのですね。働き方改革で考えたら、今のデジタル情報というか、テクノロジーを使えば簡単にできると思います。

弁護士さんそのものの業務も、例えば生成AIとかで置き換わられる可能性がより高いと言われているときに、定款認証の中に秘められている、そこでやるべき専門性について、つぶさに分析をしていったときに、人があって、そこで判断するかどうかということに委ねるといふことのほうが実は無理があるのではないかと。

逆に言うと、今度はそこで通ったというお墨つきが与えられて世の中に出ていくわけなので、マネーロンダリングというのも金融界においては非常に大変な労力を使っている、IT投資でも非常に大きいところですけども、トランザクションデータをつぶさに見たり、前後の変化の異常値を見たりという、いわゆる科学的な検証が今の時代だと思いますので、今のままの定款認証を続けたいというお気持ちは分かりますけれども、私は相当無理があると思いますので、法務省の皆様、ぜひ抜本的にゼロベースで見直していただきたいと思っております。

以上です。

○武井座長 法務省さん、今の点に関して何かございますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

アンケートの結果に対する評価というのは、様々な御意見があろうかと思っております。今いただいた御指摘も、お立場からすればごもっともというところもございまして、そういった評価も含めて、今年度中に具体的な制度の在り方について、見直しの必要性について検討することになっておりますので、そのような中で、いただいたような御指摘、観点も含めながら、法務省としてどういったことができるのかというのを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○武井座長 木村さんから補足があるとのことですので、木村さん、お願いできますでしょうか。

○freee株式会社（木村執行役員） ありがとうございます。

先ほどまさに金丸さんもおっしゃっていただきましたけれども、民間側のアンケートでも、法務省様のアンケートでも、どちらを見ても、内容としては機械的にチェックをかけることで対応できそうな指摘が多いというのが率直な一事業者の実務的な所感でありますというところは改めてお伝えしたいなと思った次第です。

今回、調査を行ったこと自体がすごくバイアスになっているようなところは疑念が拭えないなと思っております。先ほど口頭での御説明はなかったですけども、専門資格者への調査のほうも、公証人本人が対応されていないような回答をされているケースが多少あったようにお見受けしておりますし、そちらまで全て誤解なのかというのは気になるところだなと思っております、この実態はより具体的に解明していただきたいというところではあります。

もし、機械的に絶対チェックできない部分が残るとしても、そういうケースは元のフローを使っただけによくて、本当にシンプルにしたいケースはモデル定款を使いましょうということで、すみ分けができていくと思いますし、人の目によるチェックも公証人の方がやるのが本当に必要なのか、法務局の登記のときに確認すれば十分なのではないかというところも検討が必要なのではないかなと思った次第です。

長くなりましたが、補足は以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

今の点に関しまして、法務省さん、何かございますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

重ねての御回答、コメントになってしまうかもしれませんが、定款認証において面前確認手続を行わなかったケースにつきましては、発起人側、発起人御本人、専門資格者側から、そうではない、いいえという回答が得られたケースにつきまして、我々として今、事実関係の確認を行っているところでございます。その結果次第に必要な対応等を検討せざるを得ないことも重々認識をしております、そういう前提で事実関係を把握するように努めているところでございます。

また、モデル定款につきましても、かねてより規制改革等で御議論いただいているところでございまして、いろいろと難しい課題があるなというのが我々の認識ではございますけれども、そもそもモデル定款に該当するようなものなのかどうかというのを、最終的には人が判断しなければいけないところもございまして、切り分けできるのかどうか、あるいは法制的にそういった仕組みが取れるのかどうかというのは、なかなか難しい課題があるのではないかなというのは従前御説明を差し上げたとおりでございますけれども、その点も含めまして、今いただいたような御指摘も含めて今後検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武井座長 今回の法制的に難しい点という箇所を、もう少し御説明していただいてもよろしいでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

切り分け方として、明確にこれはモデル定款ですと分かるような仕組みがどういった形で担保できるのかというのが、私どもとしては現時点ではあまりイメージを明確につかんでいない、法制度に落とし込んだときに具体的にどういうイメージになるのかというイメージがついていないという趣旨で申し上げた次第でございます。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、村上委員、お願いできますでしょうか。

○村上専門委員 デジタル庁が退出されたので、後ほど事務局から確認していただきたいのですが、デジタル庁で調査している1万条項の中に公証人による定款認証が含まれてい

るのかどうか、後ほど教えていただければと思います。

それと、今、法務省がモデル定款をよく勉強していないと言われていましたが、この問題は6年前から検討していて、本当は定款認証の仕組みそのものを廃止すべきだと思うのですが、いきなりそれは難しいので、モデル定款を満たしていれば公証人の定款認証なしにしようという議論が続いています。勉強していないというのは、この6年間法務省は何をやっていたのだと思います。もっと反省していただければと思います。

その上で、法務省には膨大なアンケートを実施していただき、ありがとうございました。かなり現場の御負担もかかったのではないかと思います。

ただ、法務省の説明を聞いていると、アンケートをやっている期間中に、公証人が前で面談しなかったという事実があってはいけない、でも、それが出ちゃったので、何とか発起人や専門資格者の間違いだというふうに持っていきこうという意思がありありと見られるのですね。

これは、公証人のほうがうそを回答している可能性もあるのですよね。しかも、アンケートをやると言っている最中に、対面でやらなかったというのは一体どういうことなのだと。これはもう制度として破綻しているのではないかと思います。

しかも、アンケートをやる前、去年の5月頃、メディアでたたかれたとき以降であっても、freeeの木村さんのお話だと何件も対面しなかったケースがありますし、それ以前はもっとあったわけなので、一部の公証役場では常態化していたのではないかと思います。

このように、制度としてきちんと機能してなくて、今回アンケートをやって、バイアスがかかっているけれども、やっと実態が分かったにもかかわらず、それも発起人側のミスだというふうにしてしまおうという法務省の偏った視点、立場は改めていただきたいと思っています。

私からは以上です。

○武井座長 法務省さん、何かコメント等はございますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

面前確認を怠った件につきましては、先ほど来申し上げますとおり、引き続き実態を把握するための調査を続けていきたいと思っております。

私の説明が不十分なところもあって、様々な御疑念を生じてしまったのかなと思ひまして、そこは申し訳ございません。

私どもとして、今事実関係を把握している中で、勘違いがあるのではないかと、認識に齟齬があるのではないかと御説明を差し上げました実質的な根拠としましては、面前確認を行っていないという回答を得られた件につきましては、子細に見ますと、定款認証が多数ある中で、その役場について1件だけそういう回答があったというようなパターンがほとんどでございまして、そういった全体の中で見ると1点だけ異常値といえますか、どういう事情があったのだろうというような回答があったので、その点につきましては公証役場のほうに、公証人のみならず、必要に応じて事務的な担当をしている者にも確認をし

ながら事実関係を把握した結果、特に不合理な回答がないものについてはしっかりやっているのだろうという形での評価をしているということでございます。

他方で、全てについて法令遵守が完璧に100%できていないのではないかと御懸念、御疑問を抱かれるということもまた事実であろうと受け止めておりますので、我々としては、先ほど申し上げましたとおり、引き続き事実関係、実態の把握に努めるとともに、法令遵守がしっかりされるように必要な監督を、今年の件があつて以来、我々としても問題意識を持って取り組んできたところではございますが、制度の検討等も並行して、そういった取組については引き続き行ってまいりたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○武井座長 村上委員、いかがでしょうか。

○村上専門委員 ぜひバイアスをかけずに、実態を正しく把握していただければと思います。よろしくをお願いします。

○武井座長 続きまして、堀委員、お願いいたします。

○堀専門委員 御説明、ありがとうございます。

私も法務省様に御質問ですけれども、公証人が面前確認していないという件に関して、発起人も1.3%は会っていないと明確に言っている、専門資格者も会っていないと0.9%が明確に言っているというデータがありながら、分からないという表記もある中で、会っていないというところに明確に丸をつけている方々についても、勘違いではないかというような指摘をされるのは非常に遺憾だと思いますし、逆に、公証人が100%会っている、面前確認を100%しているという数字の方を疑うべきであろうと思います。公証人が正しくアンケートを回答しているのかについては、なぜ確認をされないのかということについても非常に疑問に思います。

一方で、freee様の資料においては、公証人面談を行われなかったというケースが15%という数字にもなっていて、ここはかなり高い数字が出ています。

いずれにせよ、会っているのか、会っていないのか、公証人がその義務を果たしていないということは不必要な制度ではないかと思われても仕方がないと思いますので、その点について由々しき問題であるという指摘は添えたいと思います。

私の御質問は、もし公証人が会っているというケースであったとしても、所要時間は5分が過半であるというデータがあることや、面談が必要なかったと言われているケースも非常に多いことについてです。これはデジタルでよいのではないか。定款も定型化することによって、公証人の面前による確認を含め、面談は不要だと、認証は不要だという意見に対して、法務省はどのような考え方を持っているのかをお伺いさせてください。

もちろん、面談をしたいという方については会っていただいて構わないと思いますけれども、不要だと言っている、特に定款認証という形式的な、最初の会社設立においてはオンラインで一気通貫で行われたいという問題意識がある中で、不要だという意見を占めている方に対してデジタルの道を切り開く、ファストトラックを用意するということについ

て、法務省としてどのようにお考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

○武井座長 法務省さん、お願いできますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

まず、現行法の下では、いろいろとその必要性について御議論はありますけれども、現在の制度としては、法律上、面前確認の手續が条文上求められておりますので、それを遵守することが必要であろうということでございます。

さらに、それとは別に、制度の具体的な改善、見直し等を含めたときに、面前確認の必要性がどうなのだという議論の中で、所要時間が少ないのではないかという御議論が出てくるのではないかなと思っております。

その点につきましては、事前の公証人と発起人側とのやり取りの中で必要な内容が詰められているのであれば、必然的に公証役場で行う手續は短くなるケースも当然あるかと思えますし、他方で、先ほどもアンケートの結果の中で触れましたけれども、公証役場で相当の時間、当事者との間で条項を詰めながら定款を作成するようなケースもございまして、個別の事案、事前相談の状況等によって、必要な面前確認の手續の時間が変わってくるという側面があるのではないか、この制度の下ではそういったことが背景として出てきているのではないかなと思っております。

ですので、今回のアンケートの結果の面談時間の長短によって一概に手續の必要性等々、よしあしが決まっていくようなものではないと考えておりますけれども、他方で、今いただいたような御指摘も当然あるかと思えますので、今回の調査・分析の結果を踏まえながら、いただいた御意見も含めて、具体的な在り方について必要な検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○武井座長 堀委員、いかがでしょうか。

○堀専門委員 今回のアンケートの結果を踏まえてこれから検討するというようなお話であるということは、このアンケートの受け止め方として、やらないということの理由になってしまっていないのかどうかというところを非常に強く懸念いたします。

私が申し上げたかったのは、面談時間だけで云々しているわけではございませんで、多くの面談時間が非常に短時間であるということと、必要がなかった、デジタルでこれは足りるという国民の声が上がっていることに対してどう向き合おうとされているのかということについてお尋ねしたかったものでございます。

デジタルで完結する設立手續を求めている声がある以上は、それに向けた真摯な御対応をいただきたいと思うところでございます。実際にも、短時間で完了している、デジタルでモデル定款を使えば指摘事項もなかったというようなアンケートの結果も表れておりますので、そうした希望する声に対応してどのような制度が実現可能なのかということぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○武井座長 法務省さん、今の点に関しましていかがでしょうか。

○法務省（遠藤室長） いただいた御意見も含めて検討を進めてまいりたいと思います。

○武井座長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員、お願いいたします。

○後藤専門委員 御説明をどうもありがとうございました。

最初に、法務省さんには、非常に件数の多いアンケートを実施していただいて、また、迅速に結果をまとめていただいてありがとうございました。大変な作業だったかと思いません。その上で、もう既にいろいろな御指摘があるところですが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、もし本当に直接会ってなかったとすれば問題外であり、また時間も5分で何が分かるのかという御指摘が堀先生からもありました。全くそのとおりの私も思っているのですが、少しくぎを刺しておきたいと思えるのは、これから毎回必ず30分以上会うようにするということが求められているわけではないということ認識しておいていただきたいということです。問題がないのに、ちゃんとやっていますという外形を整えるためだけに、ただでさえ忙しい起業家の方の時間を必要以上に拘束することはあってはならないわけですし、ただ時間を延ばせばいいわけではない。次にアンケートを取ったら全部30分以上になりましたということが求められているわけではないということは認識していただく必要があるかなと思います。

また、これはたしか法務省さんではなくて、freeeさんの説明にあったかと思うのですが、例えば印鑑を押す位置に指摘を受けたというお話がありました。直接会って話すとなると、何か言っておいたほうがいいのかという気になるということは容易に想像できるわけですし、それで簡単にできるのが形式的な訂正、言い回しや印鑑を押す場所の指摘であったということではないかという気がします。ただ、それは実質的には意味を持たない話ですので、そういった指摘があるというのは決してプラスではないと思っております。先程の点とも重なりますが、こういう形式的な指摘を受けた比率が高くなるのが目的なのではないということも、併せて申し上げておきたいと思えます。

その上で、これからさらに詳細に結果を分析されて、定款認証の機能・役割について評価を加えていくということなのですから、機能・役割についての評価をされる際のスタンスというか、基本的な姿勢について御要望を申し上げたいと思います。

以前、公証人による定款認証は何を目的としているのかということについて御説明をいただいたことがあったかと思えます。参考資料3の4ページにそれが載ってしまっていて、いくつか挙げられているのですが、1つは定款の中身が矛盾していないか、会社法その他、各種の情報は関係法令に違反していないかを確認すること。あとは定款作成の意思の真正性、本当にこの人がやろうとしているのかを確認すること。例えばさっき未成年の子供がやると言っていたが、親がきつとやっているのでしょうかというような話がありましたが、確かにそういう話もあり得るのかなとは思っています。さらに、不正な起

業や会社設立の抑止ということと、実質的支配者の把握ということが挙げられています。

これらの目的自体が必要でないということを申し上げるつもりはありません。設立される会社の定款が会社法や業法に違反していることはやはり望ましくないわけですし、誰かが勝手に他人の名前を使って会社を設立するとか、違法行為のために会社が使われることもよくない、また、マネロンとかに使われることももってのほか、前半で議論があったとおりかと思えます。

現在は、これらの目的のために、公証人による設立時における定款認証という手段をもって対応されようとしているわけですが、今議論になっているのは、その手段には非常に大きな社会的コストがかかっているということだと思います。もちろん経路依存性というものは制度には常について回るわけですし、また現在の手段が唯一の手段だったなら仕方がないのですが、今日ではほかの手段が生まれ始めてきているわけですから、今回のアンケート結果を踏まえて、理想を言えば、ゼロベースでどういうやり方が望ましいのかを考えると良いように思います。もう少し具体的に申し上げますと、先ほどご紹介した、法務省さんの整理による制度趣旨を実現するために、公証人による定款認証が、ほかの制度との比較の上で、最適な手法であるのかということの評価をいただくということです。公証人による定款認証がベストであると言えるのであれば、それによるというのがもちろん望ましいわけですが、ほかにベストな制度があるのであれば、それを取り込んでいくということを考えなければいけない段階にあるのではないかと考えております。

逆から言いますと、公証人による定款認証を所与の前提として、公証人は何ができるかを考えるのではなく、公証人による定款認証制度が目的としていることを実現するために、今の日本社会において一番望ましい方法は何なのかということをお検討いただければということになります。

その上で、ほかの手段として何があるのだろうかということですが、まず会社法の規定に違反しているとか、定款の中に矛盾がある場合の是正。例えば決算期のお話などの御紹介があったかと思えます。また、事業内容が違法なものであるか、各種の業法で許認可が必要とされているものであったり、銀行という名前を銀行でないのに使っていたというものもありました。これらは先ほどから何回もお話が出てきていますけれども、モデル定款の中で自動的に検出してはねていくことが今はできるようになっているわけですので、それで代替できない理由はあるのかということをお考えが必要だと思います。

先ほど、モデル定款というものを法制上どう位置づけるかが悩ましいというお話があったかと思うのですが、一定のものを使うのであれば認証が必要ないということは、全く違う分野と思われるかもしれませんが、例えば運送業界などでは国土交通省さんが定めた標準約款を使う場合には役所の約款認証は要らないというものがあります。基本的に同じような仕組みを考えるとすれば、民間がつくったものをそのまま使うのではなくて、スタートアップサービスを展開されている中でモデル定款を作成されている事業者さんと

法務省さんが協力されて、法務省がその中身をオーソライズするということが必要になる。これからぜひそういう作業を進めていただければと思います。登録制という形になるのか、そこは分かりませんが、その形はいくらでもつくれるのであって、やり方がまだ見えていないからやりませんということは望ましくないと感じております。

また、意思の真正性の確認も、これは確かに一番よろしくないケースなのかなと思っておりますし、これはモデル定款では確かに検出することはできないので、何かほかの仕組みを持ってくる必要があるわけですが、これはおそらく前半に議論のあった実質的支配者の話と非常に関連しているように思います。発起人になっているのが誰であって、それがどこの誰なのか、個人であれば、身分証やマイナンバーカードという話になってくるでしょうし、法人であれば法人番号で、さらにその法人の裏にいる実質的支配者は誰かということになってきます。外国籍であっても同じような本人確認はできるわけですので、その本人確認をどうするかということであり、これのチェックをどこでやるか。

チェックをする機関としては、最後は登記所が控えているわけですから、その前段階で公証人がやらなければいけないのかどうか。もちろん登記所の事務負担ということもあるのでしょうけれども、本人確認書類のチェックということであれば、これはモデル定款事業者ではなくて、登記所のデジタル化でどこまで果たすことができるのか。今、2段階のゲートキーパーがいるわけですが、2つも本当に要るのですかというお話なのかなと思っております。

最後、不正行為の防止ということなのですが、資料2-2でしょうか、不正行為としていろいろな事例が挙げられておりました。しかし、そこに挙げられているのは、例えば麻薬を売ろうとしているのではないかとか、またはさっきの本人確認が、子供の名前を親が勝手に使っているのではないかとか、そういう話だとすると、先ほどの2つに還元できるところが非常に多いように思われます。

そうすると、不正はよくないという一般論には誰もが賛成すると思われるわけですが、そこで止めようとしている不正は具体的に何なのかというと、そこには何も残っていない、もしくはほとんど残っていないという可能性があり、そうだとするとそれは独立の理由としては成り立たないことになると思いますので、そこはもう少し分析的に詰めていただくと必要があると思っています。

最後に1点だけ、法務省さんのアンケートは本当に貴重なデータだと思うのですが、それによると、最後までいかなかった事案が2万何件あるうちの100件ぐらい、0.5%であり、また不正な起業と思われるケースに出くわしたことがありますかというのは、公証人さんの人数ベースで10%未満です。10%の方が取り扱っておられる案件全てが不正なわけではもちろんありませんから、不正な起業とされている事案の割合も非常に低いのだらうと思います。これは、先ほどの最後まで行かなかったものと指摘をしたものは中身がかなりかぶっておりますので、やはり1%というレベルになっていくのではないかなという気がしております。

そうしますと、数%のオーダー、1割には達しないことを防ぐために、罪のないという言い方をするのが適切かどうかは分かりませんが、問題のない起業家さんたちに非常に大きなコスト負担を時間の意味でもお金の意味でも強いているということになります。もちろん不正はあってはならないということは、そのとおりなのですが、一部に不正なことをやる人がいるかもしれないのを止めるために多くの真っ当な人に負担を強いることが、特により負担の低い方法が存在することを考えた場合に、社会の在り方として望ましいのか。実質的支配者の登録を義務化するとしても、情報をオンラインで提出することも可能です。そうではなくて、数万円を払って、時間をとって公証人に会いに行くという形でのコストを強いるのが本当にいいのでしょうかということを実際に考えていただく必要があるのではないかと気がしております。

大変長々としゃべってしまいましたけれども、最終的に法務省さんにお伺いしたいことは、こういった法務省さんが掲げておられる公証人による定款認証の制度趣旨を実現するための手段として、公証人による定款認証がベストなのかという観点から、ベストでないのであれば、ほかのより望ましい手段を使っていくという姿勢で検証をされるということに御了解をいただいているのでしょうかというところを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○武井座長 法務省さん、お願いいたします。

○法務省（遠藤室長） 御質問、ありがとうございます。

我々としては、アンケートの実態調査の結果を含めて必要な見直しを行っていますというところに尽きるのですけれども、規制改革の中でも、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討するというところで、一定の方向性、枠づけの中での検討が求められていると認識をしております。そういった指針の下に、今回の実態調査の結果も生かしながら、どういったことが我々としてできるのかというのを考えていきたいと思っている次第でございます。

以上です。

○武井座長 後藤先生、いかがでしょうか。

○後藤専門委員 お返事、どうもありがとうございます。

正面からお答えいただけなかったような気もしておりますけれども、繰り返しになりますが、現状の枠組みが大きく変わろうとしているのが今日の世の中かと思っておりますので、現状を所与の前提とすることなく、もちろん移行過程というものは常についてまいりますし、いきなり全て廃止するといったことまでいくかどうかはいろいろと考える必要もあるかと思っておりますが、モデル定款を使っていくとか、前半の議論であったように実質的支配者の情報提供を義務化するというような手段ができた場合には、公証人による定款認証の果たす役割はかなり減っていくはずであるということそのまますらっと受け止めて、制度の見直しを進めていただければと思います。ありがとうございました。

○武井座長 続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内専門委員 ありがとうございます。

この問題を議論してからかなり長いということもあって、委員の皆さんとの問題意識もかなり共有されているように思います。後藤委員が今、大変詳しく、パーセンテージも挙げて御指摘いただいたので、ほとんど問題意識がかぶっておりますので、私からは簡単に申し上げたいと思います。

公証人の方たちのお仕事全部を否定しているわけでは決してなくて、それこそ公正証書遺言であるとか、社会的な要請がこれからむしろ高まっていくであろう分野もあるだろうとは思っております。

一方で、スタートアップという非常に時間と資金の制約に追われている方たちに、この制度で何を期待しているのかといったような根本から問い直す必要があると思っております。

アンケートを取っていただいて、これは本当に労力もかかる場所であったらうと思えますけれども、一方で、このアンケートは現状の制度の評価でしかない。現状の制度でいいのでしょうかという問いに対して、このアンケートをもって考えるのかといったところ、せっかくしていただいたアンケートを決して否定するわけではないのですけれども、一方でこれだけを根拠に検討するというようなことでは、スタート地点としてちょっと間違っているのではないかなと思います。

まずは、面前確認に何を期待しているのか、その期待をまず満たしているのか、満たすにはこの制度でしかできないのかといったステップで考えていく必要があると思っております。

期待を満たしているのかといった点については、議題1でも触れたとおり、ものすごく限界が来ている。面前確認もそうですけれども、人がチェックするしかなかった時代ではなくて、チェックということ自体は機械に任せたほうがむしろ速いし、正確だということになってきている中で、それこそモデル定款という形で、エラーがある言葉を入れればはじかれるということにしていくほうが、よほどスタートアップにとっては納得もしやすいし、チェックのカバレッジと正確性、迅速性といったところからも、より勝っているのではないかと。そうした問題意識に立っていただければと思います。

そして、それだけに切り替えろと言っているわけではなくて、先ほどの経団連の岩村様からも選択肢としてというような御発言があったかと思えますし、私自身も、これに全て切り換えてください、デジタルに100%切り換えてくださいということをお願いしているわけではなくて、選択肢を開いてください、資金と時間に追われているスタートアップに対して新しい手段を提供することを抜本的に考えてくださいというお願いをしているつもりでございます。このことについて受け止めをお伺いできればと思います。

私からは以上です。

○武井座長 では、法務省様、お願いいたします。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

先ほどから、モデル定款につきましてもいろいろな御意見をいただいております。私どもとしては、いろいろと乗り越えなければならない課題はなおあるなどというところではございますけれども、かねてよりそういった御意見があることも承知しておりますので、我々として何ができるのかということを検討する中で、その対応についても議論をする必要があるだろうなと思っている次第でございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、起業家の負担を軽減する方策について何らか検討すべしというのが我々に課せられている課題だと受け止めておりますので、そういった観点から必要な検討を進めていきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○武井座長 竹内委員、いかがでしょうか。

○竹内専門委員 ありがとうございます。

モデル定款について非常に難しさを感じておられるということなのですが、どういふところに難しさを感じておられるのか。そこは、例えばfreeeの木村様にもお伺いしたいのですが、それが本当に具体的に難しいのかということをお伺いできればと思うのです。どういったところに難しさを感じておられる形でしょうか。

○武井座長 法務省さん、お願いいたします。

○法務省（松井審議官） 法務省の審議官の松井でございます。

先ほど、国交省のほうの運送約款などはこのようなモデルがあるではないかという例もございましたが、あれは商法上の運送に関する規定、その法律上の規定が基本的に原則だということで、そのとおりの標準約款を専ら前提に置いて、それであれば国交省のほうの許認可等が不要になるという仕組みでございます。

他方で、会社法はそのような取引とは違って、機関設計だけでも30～40通り、様々なものがあり得るとして、利用者の方がそれを自由に選んでくださいという建てつけでございます。このようなデフォルトルールがない中で何をモデルにするのか、そこからまず難しいという問題もございますし、今日お話のアンケートの結果でも出ましたが、会社の事業目的は各社様々であろうと思っておりますけれども、その中でもはねられるべきポイントがところどころあって、その辺りが現時点の各社のシステム的なチェックでもまだはじかれていないようではございますけれども、その辺りのチェックも自動化が現時点ではされていないと認識しているところでございます。

○武井座長 木村さん、いかがでしょうか。

○freee株式会社（木村執行役員） ありがとうございます。

デフォルトルールがないというのもそのとおりのかなと思っておりますけれども、現実として7割の人がそこに加える必要がないということで一旦満足いただいでいて、その後、必要に応じて修正していけばよい、会社の発展に合わせて変えていくこともできるということをお認めされている方もいらっしゃるって、簡素なものでスピーディーにスタートして、起業家の方は事業を伸ばすのが本義ですので、そちらにフォーカスするというのは何も不

自然なことではないのではないかなと思うというのが1点。

目的のチェックなど、バリデーションをどうやってかけるかというところはいろいろあると思ひまして、先ほど後藤先生がおっしゃっていたように、モデル定款について事業者を超えて、あるいは当局の方々も踏まえて議論をして、よりよいモデル定款をつくったり、選択肢で記載する部分をより増やしていったり、目的のところに関しても、例えば違法性を示すようなキーワードみたいなものをリストとして指定してしまえば、それをバリデーションではじくこと自体は何ら難しいことではないと思っております。

その上で、最終的な人のチェックというの、本当に公証人のような方がやる必要がある部分なのか、簡単なものならば登記所で処理すればいいのではないかという仕分けも論理的に考え得るところだと思いますし、いろいろなやり方は少なくとも検討し得る状況にあるのではないかということは思っております。

○武井座長 会社法に関わる事項なので、後藤先生、もしいらっしゃいましたら、今の御議論に関して何かコメントはございますでしょうか。

○後藤専門委員 会社法上、選択肢がいろいろある中で、全てが同じように使われているわけでもなく、やはり大多数の人はすごくシンプルな構成でやっているかと思ひますし、一番ニーズが高いのはおそらく1~2人で始めるスタートアップだと思いますので、例えば大企業がジョイントベンチャーで使うとか、そういったものまで全部カバーする必要があるわけではないかと思ひます。

なので、ツートラックといいますか、モデル定款でいく人もいれば、弁護士とかを使って詳しいものを書いていくというのはあるわけですので、全てをカバーしていなければいけないというわけでもなく、それはおそらくモデル定款の使い方という形で表示されればいい話なのかなと。

その上で、よくあるパターンとか、あとは取締役の任期がどうなっているとか、そういったところは選択したものに依りて変わっていったりということはあるわけですね。そういうのは、プルダウン式で何が選べるかが変わっていくということはあってよいのかなと思ひますので、そこはそういうふうに対応していただければよいのかなと思っております。

どこまでそれ以外の自由記載を認めるかという話なのですけれども、そこに何か全く関係ないものがどんどん入ってきてしまうと、モデル定款でやったからほかは見ませんということがやりにくくなってしまふと思ひますし、もし何か追加したいのであれば、将来、定款変更をして、それで入れればよいわけですので、そこを全て何でも自由にできるようにしなければいけないというわけでは、会社法としては決してないと思っております。やりたい人がいろいろなことができるというのがあくまで定款自治の意義であつて、積極的にそれを奨励しなければいけないわけでもありませんから、そこはあまり重たくなり過ぎずに、ただ、駄目なものはねられる機能があるとよいと感じているところであります。直接のお答えになっていないかもしれませんが。

○武井座長 公証をどういうときに外しますかという問いで、これはデジタル庁さんの最初のお話に関わると思いますが、面談を含めた公証が果たしている機能を、内容はそのまま、こういう内容でなければいけないとなったら難しいというのは、今の法務省さんの御説明でもそのとおりであり、その手前でどういう形のフローであれば、公証人による面談を省略しても社会的に問題がないのか。そういう問いの中で、デジタル庁さんが今やられているような、安全装置とかの安全性の確認で目視等をどういうときに代替できますかと。そう問われていると思うので、デジタルの中で何をすればそういうことが社会的に問題にならないのか、そういう問いを柔軟に考える話かなと思いました。

○後藤専門委員 このモデル定款を使ってやった場合には、会社法その他の業法に違反しているということは基本的にはないはずですがということが確認できているというのがその機能だと思うのです。矛盾もなく作れているはずなので、その観点から公証がチェックをする必要はないというのがモデル定款の機能かと思えますので、そういうものとして、先ほど国交省の標準約款を例に挙げましたが、認証を受けていけば、それを使えば、その観点が飛ばせますよ。そうすると、残りは本当にサインしましたかとか、そういう話だけが残る。そっちはそっちでまた別途考える必要があると思うのですけれども、そうやって機能的に切り分けていくことを制度設計として考えるべきなのかなと思っています。

○武井座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いできますでしょうか。

○落合専門委員 どうもありがとうございます。

私のほうは一時退席しておりましたので、御説明と重複していたら申し訳ございませんが、2点ほどございます。まず、電子定款の利用についてなのですが、電子署名に付す方式について、法務省が御準備されているシステムの中で言いますと、どうしても数万円ほどかかるような特定のソフトを利用することが必要になることがあって、印紙代は4万円くらいかと思いますが、これを電子定款の場合に省略できるというメリットがなくなっているように思われます。実際、電子署名など、契約の電子化などの関係でも、印紙代の部分を省略できるということは重要なメリットになっているように思います。

しかも、費用の点だけであればともかくでもありますが、Windowsしか使えないようなソフトウェアで、Macの場合には使えないということで、かなり多くの方がこういった方式を使うということの障害になっているのではないかとというのがまず1つです。

2つ目としましては、定款認証については、途中からお伺いしている限りですと、今までデジタル臨調のほうで議論しておりますデジタル原則の中で、デジタル完結とか自動化原則という議論をしているにもかかわらず、それに沿うような方向での御検討がされていないように思われました。

これは単に電子化をするだけでは全く意味がないといいますが、単純にあまり考えずに電子化をしてしまっても、むしろ作業の工数が増える。最終的には、ワンスオンリーとい

ったことまでつながっていくように、利便性の高い形で準備をしていかなければならないと思いますが、そういった観点が出てきているように思われますが、この点についても改善していただけないか、この2点をまずお伺いしたいと思います。

○武井座長 お願いいたします。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

今お尋ねを2点いただいたところでございますけれども、1点目の電子署名の方法といえますか、手段について、特定の有料ソフトを利用しなければならないようになっていないかという御趣旨だったかと思うのですが、私自身、直接そのシステムを担当しているわけではございませんで、担当の部署が今この場にいませんので明確な答えを差し上げるのは難しいのですが、事実関係等を確認して、さらにニーズとか、例えばシステム的な対応となってしまうとどうしても費用対効果も考えなければいけないところもございますので、そういったこともろもろ含めながら必要に応じて検討していきたいと思っております。

2点目は、デジタル原則との関係でどういう改善をするつもりなのかという御趣旨のお尋ねであったかと思えます。定款認証につきましては、規制改革等々で御議論をいただいて、今、一応オンラインで公証人とウェブ会議システムを利用して面前確認を行うなどの方策によって、ウェブで完結する仕組み自体は準備をさせていただいていると考えております。

もともと、その利用件数自体が現状はまだまだ少ないということで、その点につきましては、周知・広報が不十分であるとか、システム自体がそれほど使い勝手のよいものになっていないのではないかというような御意見等もいろいろあろうかと思えます。

その点も含めて、改善につきましては引き続き課題だと思っておりますので、そういった観点からも必要な検討を行ってまいりたいと思っておりますので、ご意見を伺います。

以上です。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今お話しいただいた各点については、実際検討していただけると伺いました。今回の場合については、会社の設立自体は一定程度の数がある手続でもございますし、新規事業創出という意味では極めて重要なものではあると思っておりますので、単純にデジタル臨調で議論していても、件数が著しく少ないものをどうするかという議論はあると思っておりますが、この件はそういう例外案件ではないと思っておりますので、しっかり見直しを進めていただきたいと思います。

追加でお伺いしたい点として、法務省様のほうのアンケート、資料2-1の中で、アンケートを取られている中で公証人と本人が対応していたかどうかという部分です。5ページで出ているのは、「いいえ」というのが1.3%、「分からない」が2.9%ということで、それぞれ14件、32件となっております。専門資格者からの部分につきましても、8ページで「いいえ」が28件、0.9%、「分からない」が18件、0.6%となっております。

さらに、資料2-3の民間事業者側からの調査の中でも、9ページにおいて、41件が、面談は行われなかった。これは15%ということになっておりますが、これはそれぞれ一致して回答がされており、もちろん専門資格者ではない方のほうが「いいえ」とか「分からない」のパーセントが大きくなっていて、それらの部分については、御本人があまり分かってなかったという部分もあると思われませんが、少なくとも専門資格者、行政書士や司法書士が分かっていなかったということはまず考えられないのではないかと思いますので、こういった点についてどういうふうに御認識されているかを改めて伺いたいと思います。

○武井座長 法務省さん、お願いできますでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

先ほどともしかしたら重複した御説明になってしまうかもしれないのですが、同趣旨の御質問、御指摘を複数の委員の先生方からいただいております。

私どもとしましては、法務省のアンケートで面前確認を公証人が行わなかったという回答をされたものにつきましては、全件について事実関係を把握するための調査を行っておるところでございます。

こちら先ほど御回答差し上げたのですが、そのような回答を得られたものについて子細に見ますと、それぞれの公証役場で1件だけそういう回答が得られた、公証役場ごとのアンケートの結果の中で1件だけ「いいえ」という回答が得られたようなものもございまして、公証役場のほうに事実関係を確認してみると、それなりに合理的な説明と申しますか、不自然な説明でない中で、全件について対応していますというような回答も得られておりました、アンケートの結果、「いいえ」と回答されたものが全て面前確認手続が行われなかったというものではないのではないかなと思っております。

他方で、昨年のような件もあったことも踏まえて、面前確認が十分にされていないのではないかなというような御疑念をお持ちになられる結果であるということもまた事実であろうかと思っておりますので、引き続き、実態の把握に努めるとともに、法令遵守が徹底されるように必要な監督等を行ってまいりたいと考えておる次第でございます。

以上です。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今のお答えを踏まえますと、少なくとも全員がこれは間違っていたと撤回されたわけではなくて、一定程度、数字とか割合がいくらなのかはともかくとして、やはり再発をしているということだと思います。

従前出てきたのは2名の公証人ということで、その後、法務省のほうでもスクリーニングをしていただいている中で、またさらに新たに出てきているということでありまして、例えば企業不祥事などで言えば、そもそも問題の全体像自体を法務省がつかめられないような状況になっているのではないのでしょうか。その影響を公証人は十分受けるような、そういうような全体としてのガバナンスが整備されていないのではないかとと思われるところです。

そうなりますと、結局この仕組み自体が全体としてガバナンス不全になっていてワーク

していないこととなります。それにもかかわらず、数分で高額の手数料を、対面していたとしても取っているということが、社会的に妥当性があることなのかどうかに繋がります。また、不正防止という意味で、もちろんいろいろチェックされている場合もあるとは思いますが、一方で、自らそういった規律を守れない方々もそれなりにおられて、かつ、その改善策が十分に措置できないという中で、同じような公証人の制度を続けていくことが本当にできるのかというと、これは極めて疑問が大きいところだと思います。こういった点については、例えば第三者委員会を設置するなどして、しっかり調査をしていくことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○武井座長 法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 法務省、遠藤でございます。

我々としては、法務省のアンケートの中でそのような回答が得られたものにつきましては必要な調査を行っているところでございまして、その結果を踏まえて必要な対応等を考えていきたいと思っている次第でございます。

以上です。

○落合専門委員 ありがとうございます。

このままですと、制度自体の信用性が大きく失われるという状況にもなると思いますので、ぜひ早急に是正策をとっていただいて、実質的支配者の件もそうだと思いますが、しっかりシステムによって担保できるような形を整備していくことが大事ではないかと思えます。

以上でございます。

○武井座長 最後に、戸田委員、お願いできますでしょうか。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

私も落合先生と同じで、このままだと制度がもたなくなると思いますので、皆さんが一樣におっしゃっているように、公証制度の信頼性が揺らいでいるのは事実なので、監査に耐え得るような、証跡を記録するような仕組みは必要だと思います。

あと、後日でも結構なのですが、面前確認で行うべきとされている審査事項と、その中で人でなくてはできない事項があるのであれば、それをお示しいただけないでしょうか。仮に、現時点で人でないといけないものがあっても、技術の進化で乗り越えられるものも出てくるので、技術進化に合わせて制度の見直しを行っていく必要があるのではないかなと思います。

私自身、公証人の先生のお持ちの知見でコンサルテーションを受けて非常に有用だった経験がありますので、より付加価値の高いサービスにシフトされていったほうが良いのではないかなと思います。

以上です。

○武井座長 法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省（遠藤室長） 今、公証人が果たしている役割、人でなければできないのではな

いかというものがどういったものがあるのかという御質問をいただきましたけれども、網羅的に箇条書き的にこれというのを示すのはなかなか難しいのですけれども、先ほど来議論に出ておりますとおり、これまで我々としては定款自体が会社法をはじめとする関係法令に適合するものであるのかどうかといった定款の内容の適法性の担保、あるいは嘱託人御本人の真意がどこにあるのかというのをしっかりと確認をする、なりすまし等を防止する、あるいは、定款の内容が嘱託人御本人の意思に沿ったものになっているのかどうかというのを確認するというような真意の確認という点、それから、今の真意の確認に関連しまして、不正な会社設立防止というものも公証人のほうで判断・審査をするということで説明を申し上げてきたところでございます。

今後、公証人制度に限らず、AI技術の進展が社会的にどういう影響を及ぼしていくのかというのは、今後の数十年先というか、もっと近いところなのかもしれないですけれども、そういった技術の進展に伴って制度の在り方が変わってくることは一般論としてはあり得るだろうというのは当然認識をしておるところでございますけれども、その点も含めて必要な検討を今年度中に行うという形で、規制改革の中でスケジューリングいただいているところでございますので、我々としてできることは何かということ今年度中にかけて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○戸田専門委員 1点だけ、前半のB0でもそうなのですけれども、今、なりすましの防止というお話があったのですが、本人の身元確認は書面の目視確認以上のものはほとんどやられていないので、ここは技術にしていけないと無理なのではないかなと思います。

以上です。

○武井座長 ありがとうございます。

お時間を超過してしまつて申し訳ございませんが、こちらで議題2を総括したいと思います。

定款認証の実態調査につきまして、この時期にこういう形で御報告いただきまして、法務省の皆様には御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

極めて詳細に、かつ、いろいろな情報が込められたものだと思っておりますので、いろいろな形での今後の制度の在り方に活かせる内容ではないかと思っております。あくまで中間的なものなので、まだ完成していないと思っておりますけれども、その中間的なものになっているかと思っております。

公証人による面談が行われなかったという話に関しましては、まだ中間段階でございますので、法務省さんのほうでこれから事実確認をされるということでございまして、これがもし本当だとしたら、それをどうするのか。もちろんコンプライアンス上の話もございまして、先ほどの面談時間が5分、10分という話も踏まえた面談の意義とかを含めて、どういったふうにこれを考えていくのかということに関して、公証人制度の在り方にも関わるかと思っておりますので、法務省さんのほうではご検討していただくことになるのかな

と思います。

その過程で、今日、デジタル庁さんからも御説明がございましたけれども、いろいろな形でのアナログ規制といいたいでしょうか、目視確認を含めて、さっき後藤先生からも整理がございましたが、そういったものがいろいろなデジタル技術でできることが何なのか。逆に言いますと、公証人制度の面前確認が担っているものが何で、それをデジタルでどこをどう埋められて、埋められないものは何なのかを含めた、相当いろいろな丁寧な議論をしていくことになるのではないかと思います。

そういった観点を含めて、今後とも法務省さんのほうで、いろいろと面前確認の在り方を含めて、新しい技術も踏まえた定款認証の在り方を御検討されていくということでございますので、今日いろいろな御意見が出ましたけれども、少なくともまずは令和5年中にできることを含めて、時間軸を既に共有されているかと思いますので、いろいろ御検討いただければと思います。

法務省さんのほうで、最後に今の総括に関して何かコメントその他がございましたらお願いできますでしょうか。

○法務省（松井審議官） 法務省審議官の松井でございます。

本日は、アンケートの結果ということで例を少し御紹介させていただきましたけれども、公証人の審査の在り方について、さらにアンケート結果の分析を行って必要な対策をまた考えてまいりたいと思っております。

引き続き、どうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○武井座長 ありがとうございます。

今日は30分以上超過してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

では、本日の審議はここで終わらせていただきます。本日御出席の皆様におかれましては、お忙しい中を御対応いただきまして誠にありがとうございました。